

資 料 編

資料1 岡山市の概況

岡山市には、吉備文化発祥の地としての古い歴史と伝統があるが、現在の岡山市を形成する直接の端緒になったのは、約430年前、宇喜多秀家が岡山城を築き、今日を中心市街地の礎となる城下町ができたことであった。

江戸時代になると、岡山城下町を中心とする岡山藩は31万5千石の大藩として存続したが、廃藩置県を経て、明治22年の市制町村制の施行に伴い、人口約4万8千人、面積約6km²の「岡山市」が誕生した。

その後、昭和20年の大空襲により、市街地のほとんどを焼失したが、戦後は県都として、また、経済・産業の中心地として力強く復興し、平成8年4月に中核市に移行するなど、都市制度のうえでも地方の中核拠点都市としての役割を担う立場になった。

そして、平成17年3月に御津町、灘崎町と合併、さらに、平成19年1月に建部町、瀬戸町と合併し、現在では、面積789.95km²、人口約70万人を擁する中四国地方有数の大都市として、発展を続けて、平成21年4月1日、岡山市は政令指定都市に移行し、新たなステージに進んでいる。

○ 位置及び範囲

| 区 分 | 位 置 及 び 範 囲 |
|-----|--------------------------|
| 面 積 | 789.95km ² |
| 範 囲 | 東西35.1km 南北47.8km |
| 東 端 | 東経134度07分22秒（岡山市東区瀬戸町弓削） |
| 西 端 | 東経133度44分23秒（〃 北区西山内） |
| 南 端 | 北緯34度31分07秒（〃 南区奥迫川） |
| 北 端 | 北緯34度56分57秒（〃 北区建部町角石谷） |

※最新統計数値による

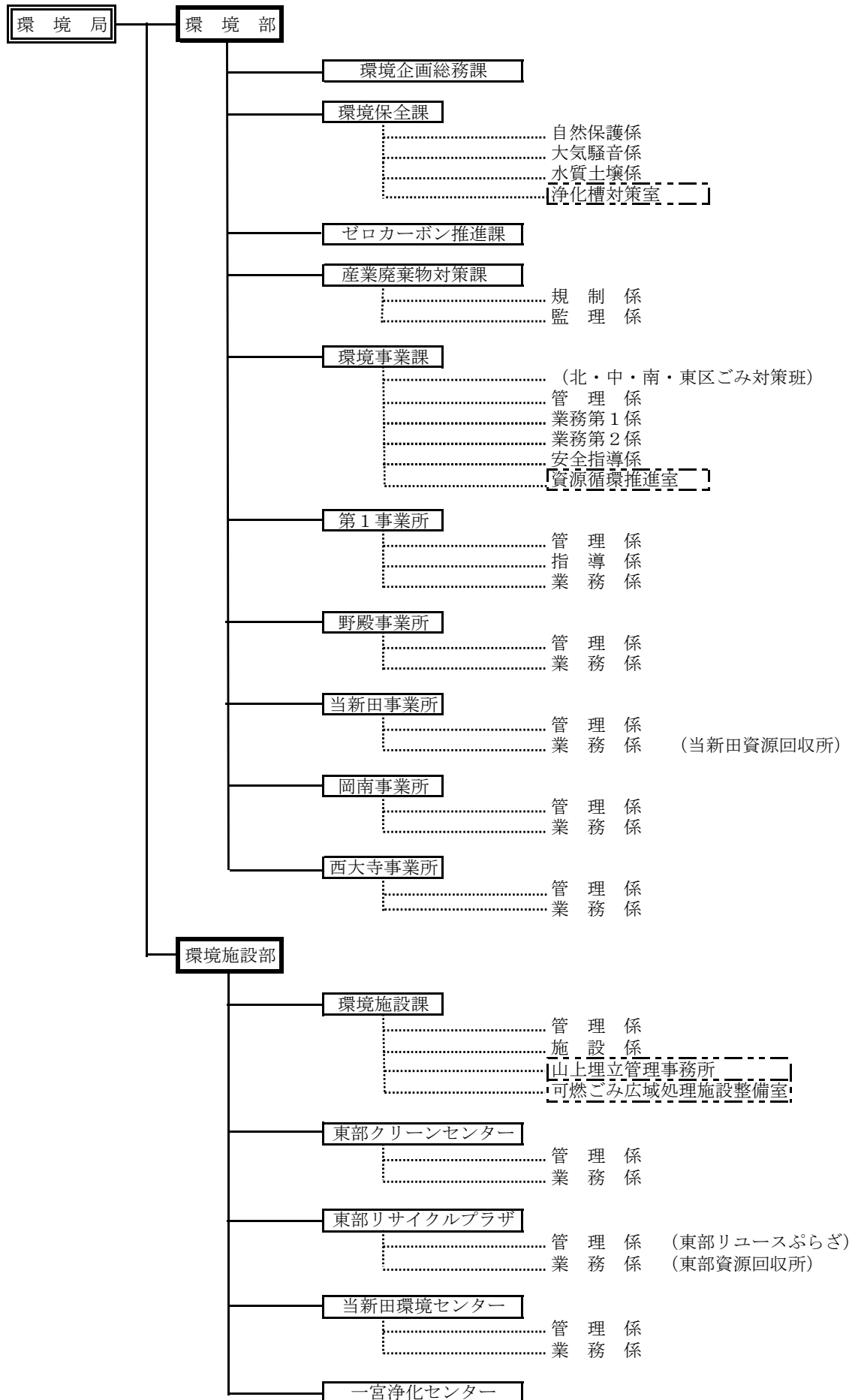
○ 人口等の推移

| 区 分 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人 口 | 709,241 | 708,973 | 708,155 | 704,487 | 702,020 | 698,671 |
| 世 帯 数 | 327,462 | 330,998 | 333,913 | 334,975 | 337,895 | 340,016 |
| 人口／世帯数 | 2.17 | 2.14 | 2.12 | 2.10 | 2.08 | 2.05 |
| 人 口 密 度 | 898 | 897 | 896 | 892 | 889 | 884 |

・各年末住民基本台帳人口・世帯 人口密度：人／km²

資料2 組織

(令和6年4月1日現在)



資料3 事務分掌

環境局

環境部

環境企画総務課

- (1) 労務管理に関すること。
- (2) 循環型社会形成のための企画立案及び総合調整に関すること。
- (3) 局に係る重要施策の企画，調整及び進行管理に関すること。
- (4) 局に係る危機管理に関すること。
- (5) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (6) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (7) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (8) 局に係る人材の育成に関すること。
- (9) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

環境保全課

自然保護係

- (1) 生物多様性の保全に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 野生生物の保護に関すること。
- (3) 地域主体による生物多様性の保全に関すること。
- (4) 自然公園に関すること。
- (5) 自主的な環境保全活動の推進に関すること。
- (6) 環境学習に関すること。
- (7) 環境影響評価に関すること。
- (8) 各種開発の事前指導，調整等に関すること。
- (9) 環境基本計画の推進に関すること。
- (10) 課内他係の主管に属しないこと。

大気騒音係

- (1) 大気汚染，騒音，振動，悪臭等の防止に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 大気汚染，騒音，振動，悪臭等の防止に係る規制，監視，指導及び苦情処理に関すること。
- (3) 大気環境中の未規制有害物質の監視及び指導に関すること。
- (4) 自動車公害防止対策に関すること。
- (5) 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。
- (6) 第1種指定化学物質の排出量等の届出受理等に関すること。
- (7) 大気汚染の常時監視等に関すること。
- (8) 光化学オキシダント等環境情報の発令，解除及び夏期対策等に関すること。
- (9) 環境保全協定等（大気関連業務）の締結・指導に関すること。

水質土壌係

- (1) 水質汚濁防止，土壌汚染対策，地下水汚染防止に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 水質汚濁防止に関すること。
- (3) 土壌汚染対策及び地下水汚染防止に関すること。
- (4) 水及び土壌環境中の化学物質の監視及び指導に関すること。
- (5) 児島湖環境整備に関すること。
- (6) 公害対策審議会に関すること。
- (7) 環境保全協定等（水質関連業務）の締結・指導に関すること。

浄化槽対策室

- (1) 浄化槽保守点検業者の登録，指導及び監督に関すること。
- (2) 浄化槽管理者に対する浄化槽の保守点検及び清掃の指導並びに監督に関すること。
- (3) 合併浄化槽設置届等の受付に関すること。
- (4) 合併浄化槽設置整備補助金に関すること。

ゼロカーボン推進課

- (1) ゼロカーボン社会の実現に向けた総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) ゼロカーボン社会の実現に向けた事業の推進に関すること。
- (3) 市の脱炭素に向けた取組に関すること。
- (4) 環境基本計画の推進に関すること。
- (5) 事業所等の自主的な環境保全活動の推進に関すること。

産業廃棄物対策課

規制係

- (1) 産業廃棄物行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 産業廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関すること。
- (4) PCB廃棄物の処理に関すること。
- (5) BDF事業の普及啓発に関すること。
- (6) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施報告書に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。

監理係

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理施設に係る指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。
- (4) 産業廃棄物処分業の許可に関すること。
- (5) 産業廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- (6) 排出事業者による事業場外保管の届出に関すること。
- (7) 産業廃棄物の不適正処理の監視及び指導に関すること。

環境事業課

- (1) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関すること。
- (2) じんかい収集の受付に関すること。
- (3) し尿収集の受付に関すること。
- (4) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関すること。
- (5) ごみステーション及び回収拠点の排出指導に関すること。
- (6) ごみステーションの不法投棄の処理に関すること。
- (7) ごみの不法投棄の通報の受付に関すること。
- (8) 町内清掃に関すること。
- (9) ごみステーションの新規設置及び変更に関すること。
- (10) ごみの適正処理の普及啓発に関すること。
- (11) ごみの適正処理に関すること。
- (12) ふれあい収集に関すること。
- (13) 家庭ごみ収集委託業者の指導及び監督に関すること。
- (14) ごみの適正処理対策各種補助金及び交付金並びに資源回収報奨金の交付に関すること。
- (15) へい死した犬・猫等の死体処理に関すること。

管理係

- (1) し尿及び浄化槽汚泥処理並びにごみ収集に係る予算、決算等の調整に関すること。
- (2) 第1事業所、野殿事業所、当新田事業所、岡南事業所及び西大寺事業所の予算等の取りまとめに関すること。
- (3) 粗大ごみ手数料その他収入金の徴収及び収入整理に関すること。
- (4) 粗大ごみ受付システムに関すること。
- (5) ごみ収集等の委託、調査及び統計に関すること。
- (6) 家庭ごみ有料化事務に関すること。
- (7) 地区衛生組織に関すること。
- (8) 課内他係の主管に属しないこと。

業務第1係

- (1) し尿及び浄化槽汚泥処理事業の基本計画、調査、統計その他総括的取りまとめに関すること。
- (2) し尿収集の受付に関すること。
- (3) し尿処理手数料その他収入金の徴収及び収入整理に関すること。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥処理業並びに浄化槽清掃業の許可及び処分並びに業者の指導に関すること。
- (5) し尿収集区域の調整及び決定に関すること。
- (6) その他し尿及び浄化槽汚泥処理事業に係る指導調整に関すること。

業務第2係

- (1) ごみ処理業の許可及び処分並びに業者の指導に関すること。
- (2) ごみ処理施設の設置に係る許可、指導及び監督に関すること。
- (3) ごみの適正処理の普及啓発に関すること。

- (4) 家庭ごみの適正処理に関すること。
- (5) ごみの適正処理対策各種補助金及び交付金並びに資源回収報奨金の各制度に関すること。
- (6) 事業系一般廃棄物の適正処理に関すること。
- (7) 不法投棄に関すること。
- (8) 放置車両の処理に関すること。

安全指導係

- (1) 各事業所の清掃車両等の整備に関すること。
- (2) 安全運転の研修、指導等に関すること。
- (3) 労働安全の研修、指導等に関すること。
- (4) 交通事故の現場立会及び調査に関すること。

資源循環推進室

- (1) ごみの減量化及び資源化対策の推進に関すること。
- (2) 循環型社会形成推進基本法及び関係法令の運用に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理基本計画の策定及び進行管理に関すること。
- (4) 環境美化及び清掃活動の促進及び啓発に関すること。
- (5) 岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会に関すること。
- (6) 岡山市エコ技術研究会に関すること。
- (7) 事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会に関すること。
- (8) 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者表彰制度に関すること。

第1事業所

管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関すること。
- (2) 第1事業所所管の公衆便所の維持管理に関すること。
- (3) 当新田浄化センターの運営及び維持管理に関すること。
- (4) 所内他係の主管に属しないこと。

指導係

- (1) し尿収集処理の申込みに関すること。
- (2) し尿業者の指導及び監督に関すること。
- (3) し尿の不法投棄の取締り及び処理に関すること。
- (4) 第1事業所所管区域を除くし尿の収集、運搬及び処理手数料についての苦情処理に関すること。
- (5) し尿処理手数料の減免措置に関すること。
- (6) し尿及び浄化槽汚泥の受入調整、投入量の確認及び統計に関すること。

業務係

- (1) し尿収集処理の申込みに関すること。
- (2) 第1事業所所管区域のし尿の収集、運搬及び作業計画に関すること。
- (3) 第1事業所所管区域のし尿の収集、運搬及び処理手数料についての苦情処理に関すること。
- (4) 清掃車両等の管理に関すること。
- (5) し尿収集手数料に関すること。

野殿事業所

当新田事業所

岡南事業所

管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関すること。
- (2) ごみ処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (3) 所内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) ごみ(粗大ごみを除く。)及び資源化物の収集、運搬及び作業計画に関すること。
- (2) ごみ(粗大ごみを除く。)及び資源化物の収集の申込み及び苦情処理に関すること。
- (3) ごみ及び資源化物の不適正排出物の排出指導及び啓発並びに処理に関すること。
- (4) 家庭ごみの適正処理に関すること。
- (5) ごみゼロ啓発活動(環境教育)に関すること。
- (6) ごみステーションの新規設置及び変更に関すること。
- (7) 清掃車両等の管理に関すること。
- (8) へい死した犬、猫等の死体処理に関すること。

西大寺事業所

管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関すること。
- (2) ごみ処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (3) し尿処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (4) し尿処理手数料の減免措置に関すること。
- (5) 西大寺事業所所管の公衆便所の維持管理に関すること。
- (6) 犬島浄化センターの維持管理に関すること。
- (7) し尿処理の統計に関すること。
- (8) 所内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) し尿処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (2) し尿、ごみ及び資源化物の収集、運搬及び作業計画に関すること。
- (3) し尿、ごみ及び資源化物の収集の申込み及び苦情処理に関すること。
- (4) し尿、ごみ及び資源化物の不適正排出物の排出指導及び啓発並びに処理に関すること。
- (5) ごみ等処理の統計に関すること。
- (6) 家庭ごみの適正処理に関すること。
- (7) ごみゼロ啓発活動（環境教育）に関すること。
- (8) ごみステーションの新規設置及び変更に関すること。
- (9) 粗大ごみの戸別収集、運搬及び作業計画に関すること。
- (10) 清掃車両等の管理に関すること。
- (11) へい死した犬、猫等の死体処理に関すること。

環境施設部

環境施設課

管理係

- (1) 一般廃棄物処理施設の維持管理の調整に関すること。
- (2) ごみ処理手数料その他収入金の収入整理等に関すること。
- (3) 各種申請事務に関すること。
- (4) 用地取得に関すること。
- (5) 苦情処理に関すること。
- (6) 産業廃棄物の受入れに関すること。
- (7) 埋立管理事務所及び環境センターに関すること。
- (8) 当新田健康増進施設及び東部健康増進施設の運営及び契約に関すること。
- (9) 西部リサイクルプラザの運営及び契約に関すること。
- (10) ごみ処理ネットワークシステムに関すること。
- (11) 環境施設関係課事務の連絡調整に関すること。
- (12) 課内他係の主管に属しないこと。

施設係

- (1) 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備計画に関すること。
- (2) 最終処分場跡地の利用計画に関すること。
- (3) 廃棄物の調査に関すること。
- (4) 当新田健康増進施設及び東部健康増進施設の維持管理及び契約に関すること。
- (5) 西部リサイクルプラザの維持管理及び契約に関すること。
- (6) 循環型社会形成推進交付金に関すること。
- (7) 国庫補助申請に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理施設の維持管理及び指導に関すること。
- (9) 最終処分場跡地の整備及び維持管理に関すること。

山上埋立管理事務所

- (1) ごみの最終処分に関する事。
- (2) 処分場内施設の維持管理に関する事。
- (3) ごみ処理手数料の徴収に関する事。

可燃ごみ広域処理施設整備室

- (1) 可燃ごみ広域処理施設の整備に関する事。
- (2) 可燃ごみ広域処理施設北側用地の整備計画に関する事。
- (3) ごみの市外処理業務に関する事。
- (4) 岡南環境センター閉鎖に関する事。
- (5) 循環型社会形成推進交付金に関する事。
- (6) 国庫補助申請に関する事。

東部クリーンセンター

管理係

- (1) 施設の運営委託業務の監理に関する事。
- (2) センター内施設の維持管理に関する事。
- (3) ごみの搬入調整及び諸統計に関する事。
- (4) センター内他係の主管に属しない事。

業務係

- (1) ごみの受入れ指導に関する事。
- (2) ごみの受入れ計量に関する事。
- (3) ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (4) センター内施設の保全に関する事。

東部リサイクルプラザ

管理係

- (1) プラザの運営に関する事。
- (2) プラザ内施設の維持管理に関する事。
- (3) 資源化物等の搬入調整及び諸統計に関する事。
- (4) 使用料その他収入金の徴収に関する事。
- (5) プラザ内他係の主管に属しない事。

業務係

- (1) 資源化物等の受入れ指導及び排出調整に関する事。
- (2) プラザ内運行車両の安全指導に関する事。
- (3) プラザ内プラットホーム及びストックヤードの保全に関する事。

当新田環境センター

管理係

- (1) 施設の運営委託業務の監理に関する事。
- (2) センター内施設の維持管理に関する事。
- (3) ごみの搬入調整及び諸統計に関する事。
- (4) センター内他係の主管に属しない事。

業務係

- (1) ごみの受入れ計量に関する事。
- (2) ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (3) ごみの受入れ指導に関する事。
- (4) センター内施設の保全に関する事。

一宮浄化センター

- (1) 一宮浄化センターの施設運転に関する事。
- (2) 一宮浄化センターの維持管理及び修繕に関する事。
- (3) 一宮浄化センターの搬入受付に関する事。

各区役所

総務・地域振興課

- (1) 大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭等の苦情処理対応に関する事。
- (2) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。
- (3) 自主的な環境保全活動の推進に関する事。
- (4) 家庭ごみ有料化に伴う減免に関する事。
- (5) 環境衛生協議会等との連絡調整に関する事。

| 北区 | 中区 | 南区 | 東区 |
|----|----|----|----|
| ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | — | — | — |
| — | — | — | ○ |

各支所

総務民生課

- (1) 地区衛生組織に関する事。
- (2) し尿及びごみの収集及び処理に関する事。
- (3) し尿及びごみの不法処分等の取締りに関する事。
- (4) し尿及びごみの収集の申込み及び苦情処理に関する事。
- (5) ごみの一部事務組合に関する事。（建部支所に限る。）。
- (6) 道路及び生活系排水路の清掃に関する事。
- (7) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関する事。
- (8) 大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭等の苦情の取次ぎに関する事。
- (9) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。
- (10) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関する事。

各地域センター

- (1) し尿収集申込み及び異動の受付に関する事。
- (2) ごみステーション設置の取次ぎに関する事。
- (3) ごみステーション等設置補助金の取次ぎに関する事。
- (4) 資源回収団体報奨金の取次ぎに関する事。
- (5) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関する事。
- (6) 地区衛生組織に関する事。
- (7) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関する事。
- (8) 大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭等の苦情の取次ぎに関する事。
- (9) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。

資料4 職員及び勤務状況

(1) 勤務時間

(令和6年4月1日現在)

| 所属 | 対象者 | 勤務時間 | 休憩時間 | 勤務を要しない日 |
|--|-----|------------|-------------|-------------|
| 第 1 事 業 所 | 全職員 | 7:45～16:30 | 11:30～12:30 | 土曜日、日曜日及び祝日 |
| 野 殿 事 業 所 当 新 田 事 業 所 | 全職員 | 7:45～16:30 | 11:45～12:45 | 土曜日、日曜日 |
| 岡 南 事 業 所 | 全職員 | 7:30～16:15 | 11:30～12:30 | 土曜日、日曜日 |
| 環境事業課 安全指導係 | 全職員 | 7:45～16:30 | 11:30～12:30 | 土曜日、日曜日 |
| 東部リサイクルプラザ | 全職員 | 7:45～16:30 | 11:30～12:30 | 土曜日、日曜日 |
| 東部クリーンセンター 当 新 田 環 境 セ ン タ ー 山 上 埋 立 管 理 事 務 所 | 全職員 | 8:00～16:45 | 11:30～12:30 | 土曜日、日曜日 |
| 西 大 寺 事 業 所 | 全職員 | 8:00～16:45 | 11:45～12:45 | 土曜日、日曜日 |
| 上 記 以 外 の 環 境 局 職 員 | 全職員 | 8:30～17:15 | 12:00～13:00 | 土曜日、日曜日及び祝日 |

※再任用職員，任期付職員(短時間勤務)，会計年度任用職員を除く

(2) 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

| 手当の支給を受ける者の範囲 | 手 当 の 額 |
|---|--|
| 公害の立入検査若しくは調査又は衛生検査において取水等に直接従事した職員 | 1日 230円 |
| し尿処理施設，ごみ処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査又はこれらの施設に立ち入って行う指導の業務に従事した環境衛生指導員 | 1日 230円 |
| へい死した野犬猫等の死体処理に従事した職員 | 1件 300円 |
| 清掃業務に従事する職員で地下排水路の清掃作業又は焼却炉，灰溜濠，じんかい濠，集じん機等(以下この項において「焼却炉等」という。)の内部の清掃若しくは修理作業に従事した職員 | 1時間 470円 ただし，高さ1.5メートル以内の地下排水路の清掃作業又は焼却炉等の内部の清掃若しくは修理作業に従事した場合は，1時間につき 580円 |
| 清掃業務に従事する職員で下水若しくは道路の清掃又はごみの収集，焼却若しくは埋立作業に直接従事した職員 | 1日 700円 ただし，4時間を超えて勤務した場合は，その額にその100分の150に相当する額を加算した額とし，深夜の全部を勤務した場合は，勤務1回につき1,100円を加算する。 |
| 清掃業務に従事する職員でし尿の処理に直接従事した職員 | 1日 780円 ただし，4時間を超えて勤務した場合には，その額にその100分の150に相当する額を加算した額とする。 |
| 浄化センターに勤務する職員で直接現場作業に従事した職員 | 1日 750円 |

(3) 環境局等職員配置

| 職名 | 所属 | 環境企画 総務課 | 環境保全課 | | | | ゼロ カーボ ン推 進課 | 産業廃棄物 対策課 | | 環境事業課 | | | | | 第1事業所 | | | |
|---|----|-------------|----------|----------|----------|------------|-----------------------|--------------|----|-------|----------|----------|----------|-----------------|-------|----|----|----|
| | | | 自然 保護 | 大気 騒音 | 水質 土壌 | 浄化槽 対策室 | | 規制 | 監理 | 管理 | 業務 第1 | 業務 第2 | 安全 指導 | 資源 循環 推進室 | 管理 | 指導 | 業務 | |
| 局長 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次長 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課(所)長・担当課長 | | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | |
| 課(所)長代理 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | |
| 課(所)長補佐 | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 2 | | | 4 | 1 | | | | 2 | | |
| 係長・主査 | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 2 | | 1 | | 1 | 1 | 1 | | 2 | 1 |
| 副主査 | | 1 | 1 | 2 | | 1 | 2 | | | | 4 | 1 | 1 | 2 | | 1 | 1 | |
| 主任 | | | 1 | 1 | 3 | 2 | | 1 | 2 | | 1 | 1 | | | 1 | | | |
| 主事 | | 1 | | 1 | | | 1 | 1 | | | 1 | | | | 2 | | | |
| 技師 | | | | 1 | 2 | | | | 1 | | | | | | | | | |
| 業務副主査 | | | | | | | | | | | 5 | | | | 2 | | | 1 |
| 副主査環境 整備技師 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | 5 |
| 主任環境 整備技師 | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | 5 |
| 環境整備技師 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主任環境 整備員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境整備員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副主査技工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主任技工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用務主任 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再任用(参事監・主幹・副 主幹・主査・副主査・主 任・主事・技師) | | | | | | | 1 | 3 | | | 10 | 1 | | | | | | |
| 再任用(業務副主査・主任 環境整備技師・主任環境整 備員・主任技工・技工) | | 1 | | | | | | | | | 2 | | | | | | | 4 |
| 任期付職員 (短時間勤務) | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 会計年度 任用職員 (日額) | 事務 | | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | |
| | 労務 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 2 |
| 会計年度 任用職員 (月額) | | | | | | | | | 6 | | | | | | | | | |
| 計 | 小計 | 7 | 5 | 6 | 6 | 4 | 9 | 9 | 11 | 28 | 8 | 4 | 4 | 3 | 6 | 4 | 4 | 18 |
| | 合計 | 7 | | | | 21 | 9 | | 20 | | | | | 53 | | | | 26 |

※ごみ対策班勤務者については、環境事業課直轄なので先頭に表記。
 ※神崎衛生施設組合勤務者については、業務第1にて表記。

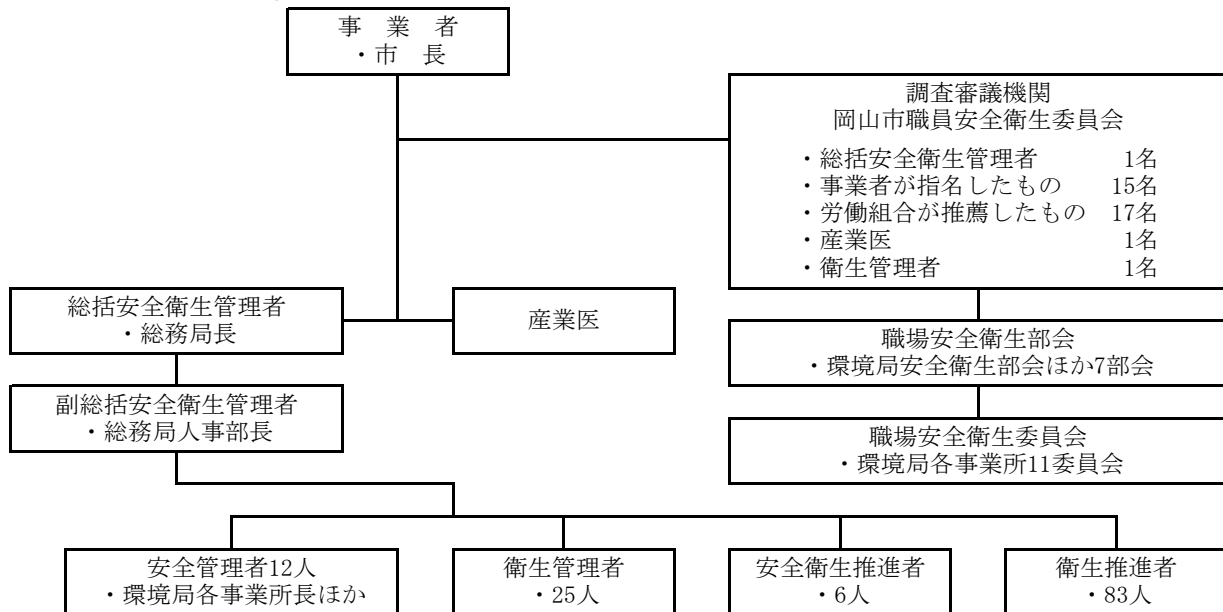
(令和6年4月1日現在)

| 野殿事業所 | | 当新田事業所 | | 岡南事業所 | | 西大寺事業所 | | 環境施設課 | | | | 東部クリーンセンター | | 東部リサイクルプラザ | | 当新田環境センター | | 一宮浄化センター | 計 |
|-------|----|--------|----|-------|----|--------|----|-------|----|-----------|---------------|------------|----|------------|----|-----------|----|----------|-----|
| 管理 | 業務 | 管理 | 業務 | 管理 | 業務 | 管理 | 業務 | 管理 | 施設 | 山上埋立管理事務所 | 可燃ごみ広域処理施設整備室 | 管理 | 業務 | 管理 | 業務 | 管理 | 業務 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | 2 |
| 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | | | 1 | | 1 | 17 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 1 | | 2 | | 1 | | 1 | | 2 | 1 | | 1 | 2 | | 2 | | 2 | | 1 | 29 |
| 1 | 2 | | 2 | 1 | 2 | | 2 | | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 32 |
| | | 1 | | 1 | | 1 | | | 2 | 1 | 1 | | | 2 | | 1 | | 1 | 28 |
| 1 | | | | | | | | | 3 | | 2 | 2 | | | | 1 | | 1 | 23 |
| | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | 9 |
| | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | 6 |
| | 3 | | 5 | | 5 | | 1 | | | | | | 3 | | 1 | | 1 | | 27 |
| | 3 | | 3 | | 6 | | 2 | | | | | | | | | | | | 21 |
| | 17 | | 15 | | 20 | | 4 | | | | | | | | | | | | 63 |
| | 6 | | 10 | | 5 | | 1 | | | | | | | | | | | | 22 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 1 | | 4 | | 3 | | 1 | | | | | | | | | | | | 9 |
| | | | | | | | | | | 1 | | | | | 1 | | 2 | | 4 |
| | | | | | | | | | | 2 | | | 4 | 1 | 2 | | 1 | | 10 |
| | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | | | 2 | | | | 1 | 1 | | 1 | | | 2 | | 3 | | 1 | | 26 |
| | 5 | | 7 | | 5 | | 2 | | | 2 | | | 2 | | 3 | | 4 | | 37 |
| | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | 2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | 10 | | 14 | | 12 | | 5 | | | 1 | | | 2 | | 6 | | 1 | | 54 |
| | | | | | | | | | | 1 | | | | 3 | | | | 1 | 11 |
| 4 | 47 | 4 | 62 | 4 | 58 | 3 | 19 | 7 | 7 | 10 | 5 | 7 | 14 | 11 | 17 | 6 | 11 | 6 | 438 |
| | 51 | | 66 | | 62 | | 22 | | | | 29 | | 21 | | 28 | | 17 | 6 | 438 |

資料5 安全衛生

廃棄物処理事業を円滑運営していくためには、安全な作業環境と職員の健康保持に留意する必要がある。本市においては労働安全衛生法に基づき、岡山市職員安全衛生規則を定め（昭和55年9月）全庁的に職員の安全及び衛生対策に取り組んでいる。

(1) 安全衛生管理体制



(2) 安全衛生対策

(ア) 安全対策

岡山市職員安全衛生委員会（総務局給与課で総括）及び環境局安全衛生部会並びに環境局各事業所に設置している職場安全衛生委員会の運営を活発化していくとともに安全管理者、衛生管理者を中心として職員に安全衛生意識の高揚を図るため、研修会開催やポスターによる啓発活動を実施している。

なお、環境局安全衛生部会においては、年間行事を策定し、計画的に実施することを目標としている。また、収集車両の改善、清掃施設の職場環境の整備等により、労働災害を防止することに努めている。

(イ) 自動車事故防止

清掃事業はその業務内容がごみ・し尿収集作業を主とするため、他の職場に比して自動車事故防止が大きな課題である。

よって、各事業所長を安全運転管理者に、保有車両20台以上の3事業所には所長補佐を副安全運転管理者に選任し、運転管理・事故防止に力を注いでいる。

安全運転に関して実施している諸施策としては、次のようなものがある。

- ① 安全運転研修会の受講
- ② 環境局事故等対策委員会の開催
- ③ 収集車両への安全標語や安全衛生部会での決定事項の表示
- ④ 交通安全運動期間中に限らず、事業所へのぼり旗を掲げ啓発

(ウ) 健康管理

職員の健康管理については、6名の産業医と衛生管理者（保健師）が職員の健康管理相談にあたりると同時に各事業所に衛生管理者を選任するように努めている。

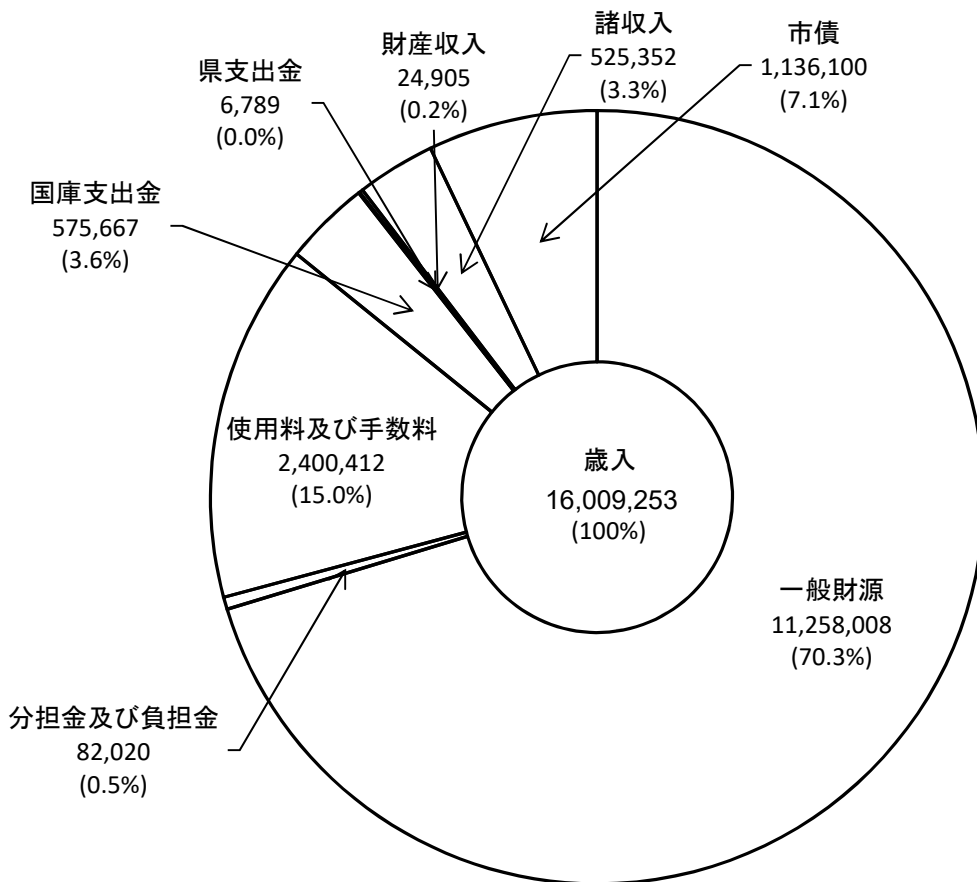
また、次のような施策を講じている。

- ① 健康診断
 - (定期健康診断) 検尿、血圧、視力、聴力、身体計測（身長・体重・腹囲）、胸部レントゲン撮影、医師の診察、血液検査（肝機能・脂質・貧血・血糖・腎機能・尿酸）、心電図検査、肝炎ウイルス検査（40歳の希望職員）
 - (特定健診) 深夜業務等特定健診（該当職員）
 - (その他の健（検）診等) 情報機器作業従事者健診（該当希望職員）、歯科健診、胃がん検診・大腸がん検診（40歳以上の希望職員）、乳がん・子宮がん検診（希望職員）、ストレスチェック（全職員）、定健の二次検診（該当職員）、特定健診の二次検診（該当職員）、市町村職員共済組合による検診一人間ドック（希望職員）
- ② 予防接種 破傷風予防接種（該当希望職員）
- ③ 健康教育 産業医、保健師による健康教育
- ④ 職場巡視 産業医、衛生管理者による職場巡視
- ⑤ 健康相談 産業医、保健師による健康相談

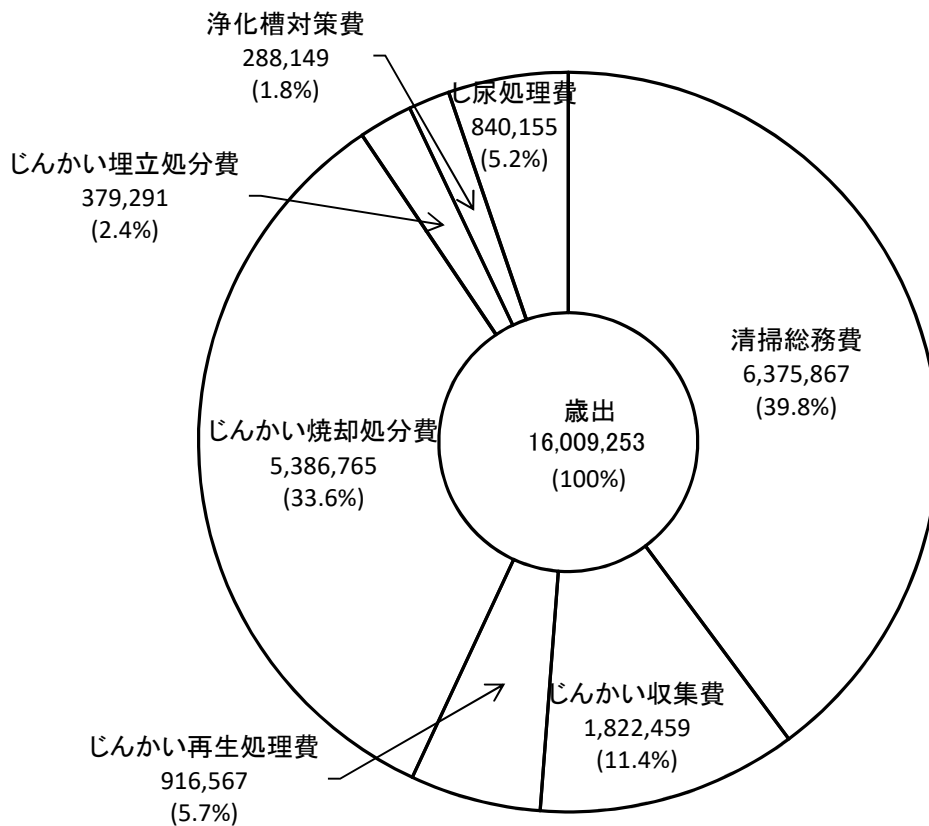
資料6 財政

(1) 令和5年度清掃費決算

(単位:千円)

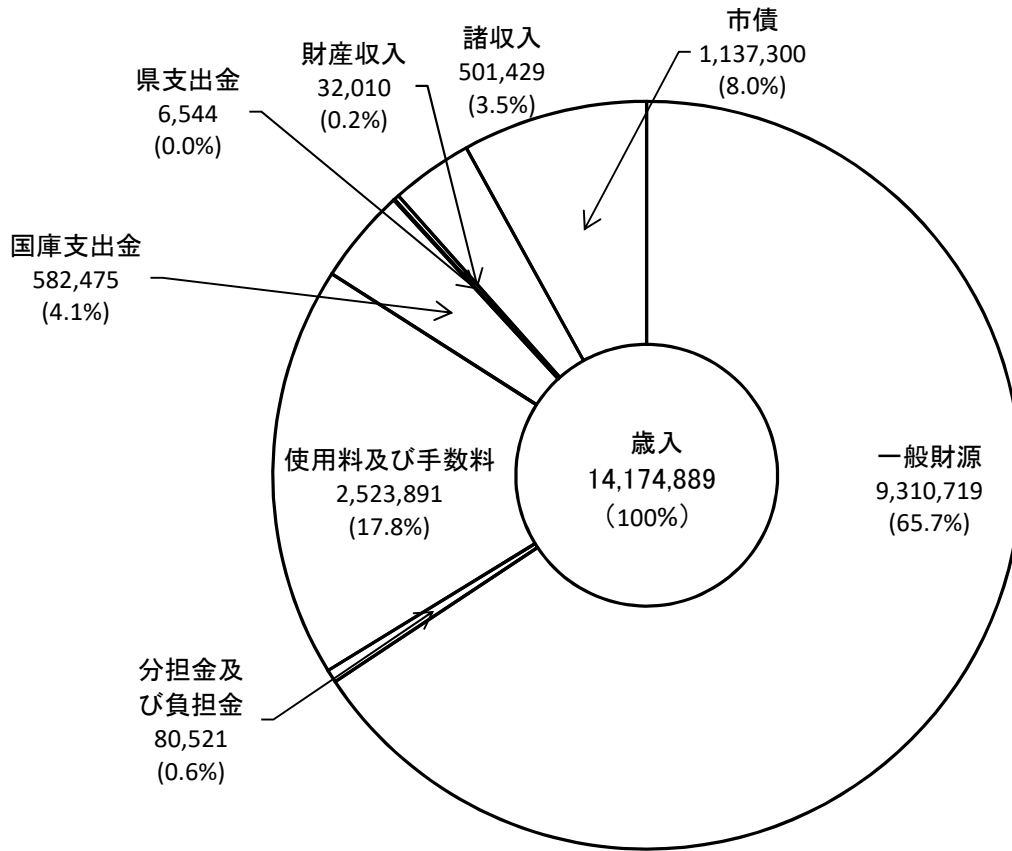


※一般財源は繰入金を含む

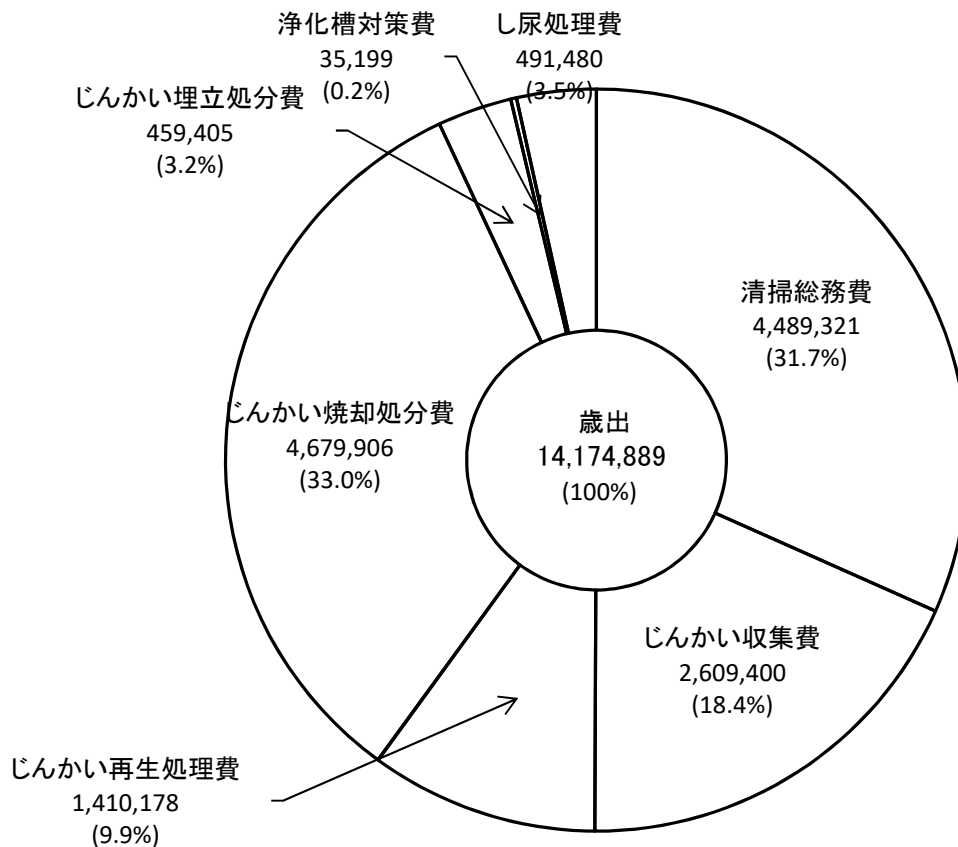


(2) 令和6年度清掃費予算

(単位: 千円)



※一般財源は繰入金を含む



(3) 令和5年度清掃費歳入決算内訳明細

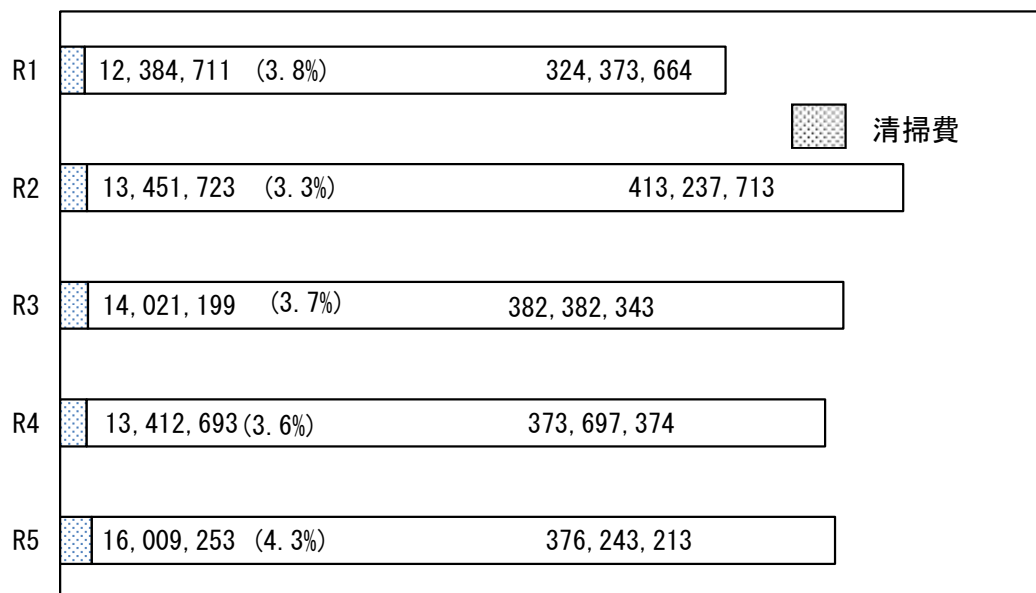
(単位：千円)

| 費目 | | 決算額 | 説明 | |
|----------|------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 目 | 節 | | | |
| 衛生費負担金 | 清掃費負担金 | 82,020 | 御津・加茂川環境施設組合最終処分場跡地管理負担金 | 1,028 |
| | | | ごみ処理広域化対策岡山ブロック運営費負担金 | 80,992 |
| 衛生使用料 | 清掃使用料 | 3,711 | 清掃施設使用料 | 96 |
| | | | 緑地プラザ使用料 | 217 |
| | | | 浅越スポーツパーク使用料 | 2,510 |
| | | | 東部リユースぷらざ使用料 | 8 |
| | | | 公園使用料 | 8 |
| | | | 用地使用料 | 870 |
| 衛生手数料 | 清掃手数料 | 2,368,718 | し尿処理手数料(滞納繰越分含む) | 3,375 |
| | | | ごみその他処理手数料 | 26 |
| | | | 家庭系ごみ処理手数料 | 879,700 |
| | | | 事業系ごみ処理手数料(滞納繰越分含む) | 1,374,689 |
| | | | 一般廃棄物取扱業許可等手数料 | 2,681 |
| | | | 産業廃棄物処理手数料 | 52,623 |
| | | | 産業廃棄物処理業許可申請手数料 | 7,270 |
| | | | 粗大ごみ収集手数料 | 48,296 |
| | | | 使用済自動車処理業許可申請手数料 | 56 |
| 衛生費国庫支出金 | 清掃費補助金 | 575,667 | 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 | 80,000 |
| | | | 循環型社会形成推進交付金 | 490,727 |
| | | | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 4,940 |
| 衛生費県補助金 | 清掃費補助金 | 6,789 | 海ごみ地域対策推進事業費補助金 | 6,789 |
| 財産貸付収入 | 土地建物貸付収入 | 17,326 | 貸地料 | 17,326 |
| 利子及び配当金 | 利子及び配当金 | 7,578 | 一般廃棄物処理施設整備基金 | 7,578 |
| 基金繰入金 | 一般廃棄物処理施設整備基金繰入金 | 139,089 | 一般廃棄物処理施設整備基金繰入金 | 139,089 |
| 弁償金 | 弁償金 | 15 | 行政代執行費用徴収金(滞納繰越分) | 15 |
| 雑入 | 衛生費雑入 | 525,337 | 余熱発電電力収入(滞納繰越分含む) | 187,253 |
| | | | 一部事務組合収入 | 10,892 |
| | | | 太陽光発電電力収入 | 2,210 |
| | | | 自動販売機納付金 | 1,065 |
| | | | 資源化物売払収入 | 314,745 |
| | | | 再利用品売払収入 | 2,508 |
| | | | 国内クレジット譲渡収入 | 100 |
| | | | 私用光熱水費 | 778 |
| | | | 合理化事業返納金 | 627 |
| | | | その他衛生費雑入 | 5,155 |
| 衛生債 | 清掃債 | 1,135,100 | ごみ処理施設整備事業費充当 | 1,004,500 |
| | | | 埋立地整備事業費充当 | 86,400 |
| | | | じんかい収集施設整備事業費充当 | 20,200 |
| | | | 埋立跡地整備事業費充当 | 24,000 |
| 計 | | 4,861,350 | | |

(4) 清掃費決算の推移

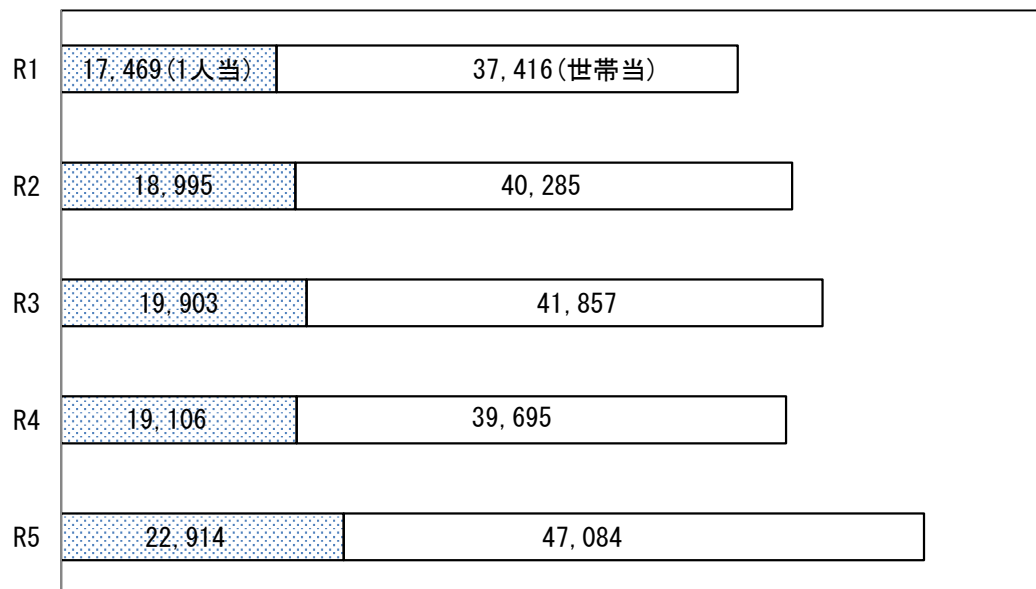
(ア) 一般会計及び清掃費の推移

(単位：千円)



(イ) 世帯及び市民1人当たり清掃費の推移

(単位：円)

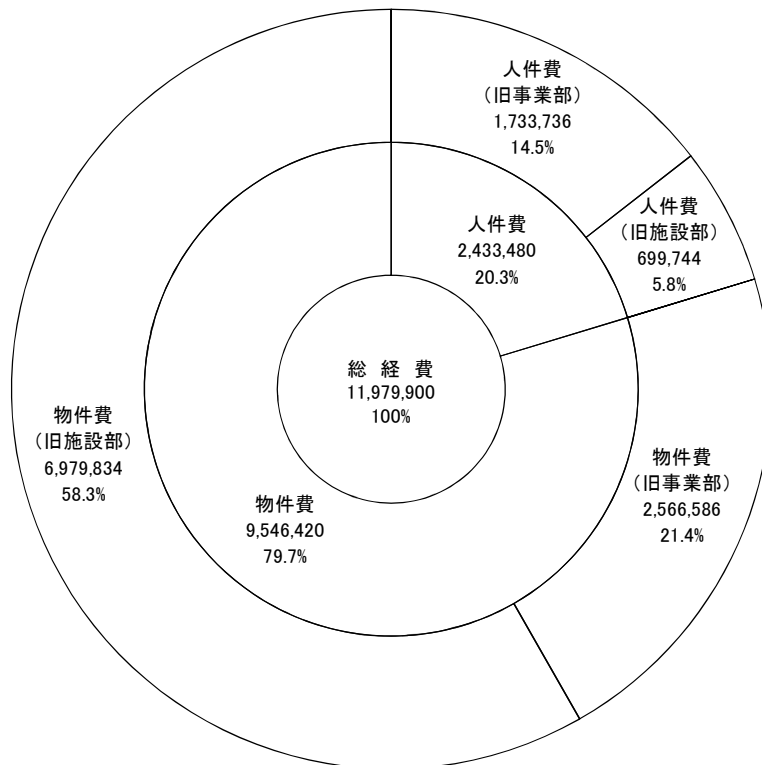
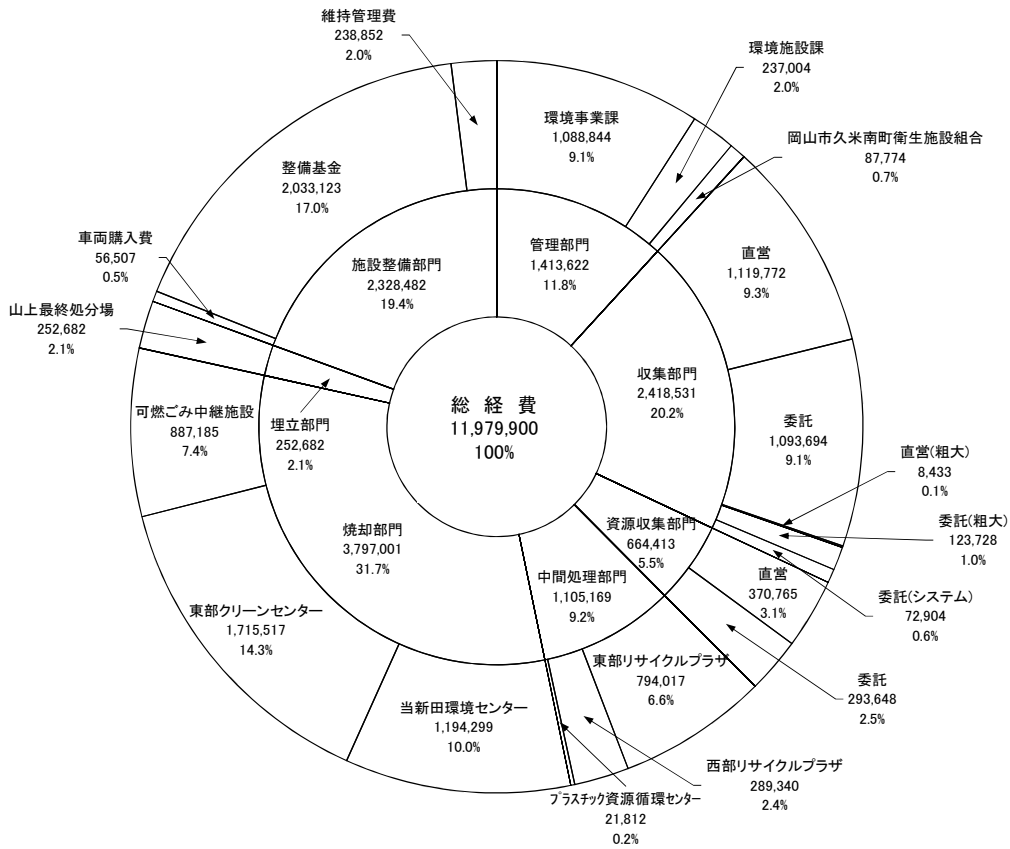


・各年末住民基本台帳人口・世帯

(5) 清掃費経費分析

(ア) ごみ処理経費 (令和5年度)

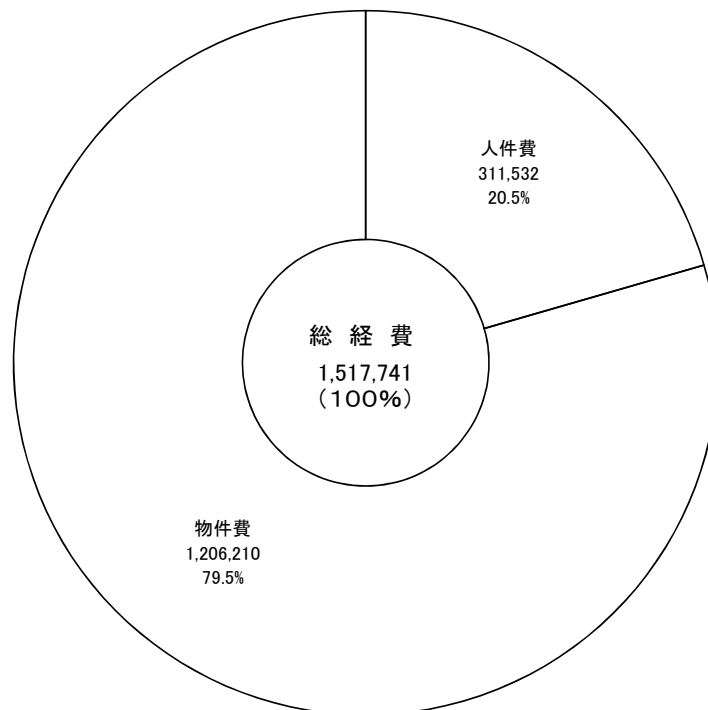
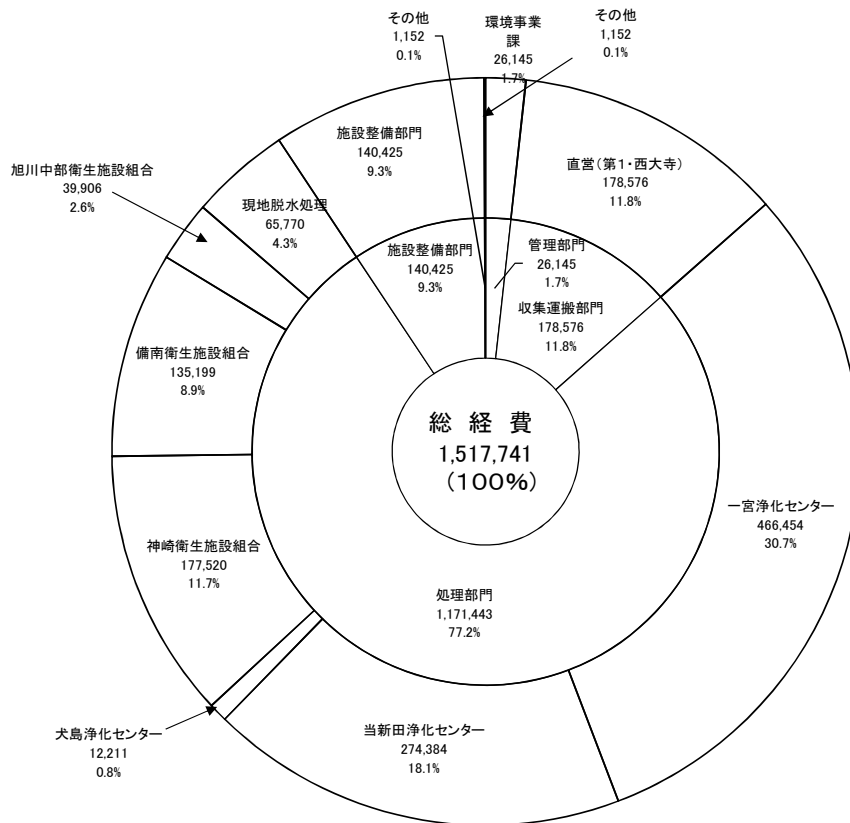
(単位:千円)



※道路下水清掃費を除く

(イ) し尿処理経費 (令和5年度)

(単位:千円)



※浄化槽対策費を除く

ごみ処理経費分析（施設整備部門、道路下水清掃部門を除く）

（建部支所管内のごみ量は除く）

| R5年度決算 | 管理部門 | | | 収集部門 | | | 処理部門 | | | | 全体合計 |
|------------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|------------|-----------|----------|------------|------------|
| | 収集 | 処理 | 管理部門小計 | 可燃・不燃・粗大 | 資源化物 | 収集部門小計 | 焼却 | 資源化 | 埋立 | 処理部門小計 | |
| 経費(千円) | 1,088,843 | 237,004 | 1,325,847 | 2,418,530 | 664,413 | 3,082,943 | 3,797,000 | 1,083,357 | 252,682 | 5,133,039 | 9,541,829 |
| 収集・処理量(t) | 122,612.82 | 208,949.55 | - | 113,176.28 | 9,436.54 | 122,612.82 | 188,848.17 | 14,661.21 | 5,440.17 | 208,949.55 | - |
| 処理単価(円/t) | 8,880 | 1,134 | 10,014 | 21,370 | 70,409 | 25,144 | 20,106 | 73,893 | 46,447 | 24,566 | 59,724 |
| 1日あたり(円/日) | 2,983,132 | 649,326 | 3,632,458 | 6,626,110 | 1,820,310 | 8,446,419 | 10,402,740 | 2,968,101 | 692,279 | 14,063,121 | 26,141,997 |
| 1世帯あたり(円/世帯) | 3,226 | 702 | 3,928 | 7,166 | 1,969 | 9,134 | 11,250 | 3,210 | 749 | 15,208 | 28,271 |
| 1人あたり(円/人) | 1,605 | 349 | 1,955 | 3,566 | 980 | 4,545 | 5,598 | 1,597 | 373 | 7,568 | 14,068 |
| 1世帯1日あたり(円/世帯・日) | 8.8 | 1.9 | 10.8 | 19.6 | 5.4 | 25.0 | 30.8 | 8.8 | 2.1 | 41.7 | 77.5 |
| 1人1日あたり(円/人・日) | 4.4 | 1.0 | 5.4 | 9.8 | 2.7 | 12.5 | 15.3 | 4.4 | 1.0 | 20.7 | 38.5 |

| | |
|-----|---------|
| 年日数 | 365 |
| 世帯数 | 337,513 |
| 人口 | 678,273 |

R5.12末現在(建部支所除く)

※ 管理部門は、収集・処理部門以外の管理経費(岡山市久米南町衛生施設組合負担金は除く)

※ 収集部門は、一般搬入・汚泥を除く

※ 焼却部門は、一般搬入を含む

※ 埋立部門は、焼却灰・汚泥含む

し尿処理経費分析（浄化槽対策費及び一部事務組合への人件費を除く）

| R5年度決算 | 管理部門 | 収集部門 (直営のみ) | 処 理 部 門 | | | | | | | 処理部門計 |
|---------------|--------|----------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|----------|------------|
| | | | 一宮浄化センター | 当新田浄化センター | 犬島浄化センター | 神崎衛生 | 備南衛生 | 旭川中部衛生 | 現地脱水 | |
| 経費(千円) | 26,145 | 178,576 | 466,454 | 274,384 | 12,211 | 177,520 | 135,199 | 39,906 | 65,770 | 1,171,443 |
| 収集・処理量(kl) | - | 2,525.52 | 74,376.28 | 43,174.80 | 23.23 | 34,949.66 | 13,121.50 | 6,550.71 | 6,595.55 | 178,791.73 |
| 収集・処理単価(円/kl) | - | 70,709 | 6,272 | 6,355 | 525,638 | 5,079 | 10,304 | 6,092 | 9,972 | 6,552 |

※ 収集部門(運搬を含む)は、直営(し尿)のみの経費及び収集量

※ 処理部門の各施設ごとの経費については、人件費等同一条件ではない

※ 処理部門の処理量は、し尿と浄化槽汚泥の合計

資料7 令和6年度一般廃棄物処理実施計画

岡山市告示第133号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和6年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第4項及び岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

岡山市長 大 森 雅 夫

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

第1部 ごみ処理実施計画

1 計画区域 岡山市全域

2 収集対象人口 722,964人

3 処理量

| | |
|----------------|-----------|
| 市内発生量 | 213,137トン |
| 他の地方公共団体からの搬入量 | 0トン |
| 処理量の見込み | 213,137トン |

4 ごみの排出の抑制及び資源化に関する事項

| 項目 | 概要 |
|------------------------|--|
| 広報紙への記事の掲載 | 広報紙「市民のひろば おかやま」により、市民に理解と協力を呼びかける。 |
| 「ど～すりゃ～ええ？」の活用 | ごみ減量・リサイクルガイド「ど～すりゃ～ええ？」（日本語版・英語版・中国語版・韓国語版・ベトナム語版）を活用し、ごみの減量及び正しい出し方などについて理解を呼びかける。 |
| 岡山市ごみ分別アプリの活用 | ごみの適正な分別と排出の啓発を図るため、スマートフォンやタブレット端末を利用したごみ分別アプリケーションソフト（日本語版・英語版・中国語版・ベトナム語版）を配信する。 |
| 東部リユースぷらざ、西部リユースぷらざの活用 | 不用品の有効活用とリサイクル意識の普及向上を図る。 また、環境問題の学習、実践の拠点として活用する。 |
| ごみ減量・リサイクル週間 | 5月30日の「ごみゼロの日」を中心として公民館講座を実施する。 |
| リサイクル推進員制度 | 町内会長の推薦により町内会単位に配置し、任期は2年とし、市と市民とのパイプ役として、減量化・資源化への協力や地域のリサイクル活動を行う。 |
| 分別の徹底 | 家庭ごみ組成分析及び事業系一般廃棄物組成分析を実施し、結果を公表するとともに、分別の徹底のための啓発活動、指導を強化する。 また、不適正な分別排出物に対しては、注意シールを貼付して、適正排出を促す。 |
| 資源回収推進団体報奨金 | 子ども会・PTA・町内会などあらかじめ市へ登録した市民団体が、古新聞や古雑誌などの資源化物の回収を年1回以上行った場合、1kg当たり5円の報奨金を交付する。 |
| 資源回収用物置設置費補助金 | 資源回収推進団体の活動をより一層支援するため、資源回収用物置を設置する場合15万円を限度として補助する。 |
| ごみ収集ステーション等施設整備費補助金 | ごみステーションの清潔保持、町の美化及びごみの効率的な処理のため、町内会等地域団体が自主的にごみステーションを整備する場合、設置費用を20万円（新設は30万円）を限度として補助する。 |
| 資源化物コンテナ収納物置設置費補助金 | 地域団体が資源化物コンテナを収納する物置を設置する場合、利用世帯数等に応じて、15万円を限度として補助する。 |
| ごみ収集ステーション等管理資材費補助金 | ごみ収集ステーション及び資源化物収集ステーションを管理する町内会及び管理者の管理資材の購入に対し、購入費の2分の1に相当する額で3万円を上限として補助する。 |
| 資源化物の拠点回収 | 西部資源回収所・当新田資源回収所・東部資源回収所で、資源化物、廃乾電池・体温計等を回収する。 民間協力事業所で、資源化物、廃乾電池・体温計等を回収する。 本庁舎・区役所・ふれあいセンター・公民館等で、缶・ガラスびん・蛍光管を回収する。 登録電器店で、蛍光管を回収する。 スーパー等で、ペットボトルを回収する。 |
| 生ごみ処理容器購入費補助金 | 一般家庭から出る生ごみの減量化や堆肥化を目的として、家庭用の生ごみ処理容器を購入する場合、補助金を交付する。 |
| からす等防護ネット貸与 | からす等によるごみの散乱被害のおそれがあるごみステーションを管理する町内会等に防護ネットを貸与する。 |
| 桃太郎のまち岡山ダンボールコンポスト | ダンボールコンポストを活用し、家庭から出る生ごみを堆肥化、市内の農園で熟成堆肥にすることで、野菜や花の生産に活用する資源循環型の事業を行う。 |
| 事業系廃棄物減量計画書 | ごみの減量化・リサイクルを推進するため、条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者に対し、事業系廃棄物減量計画書の提出を求める。 |

| | |
|-------------------------|---|
| 岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会 | 事業系一般廃棄物の減量化・資源化を推進するため、事業者団体・収集運搬事業者団体・資源化事業者団体を構成員とし、市及び関係事業者との意見交換並びに減量化資源化施策の企画調整を行う。 |
| 事業系ごみ減量化・資源化の手引きの配布 | 事業系ごみ減量化・資源化の手引きを作成し配布する。 |
| 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会の開催 | 事業系一般廃棄物の排出事業者を対象として、事業系ごみの減量化・資源化の推進のための研修会を行う。 |
| 岡山市エコ技術研究会 | 産・官・学・民の協働により、廃棄物処理・リサイクル技術の研究、廃棄物問題を中心とした環境問題に関する情報発信、市民啓発及び人材育成等を行う。 |
| 環境教育 | パンフレット「ミコロ・ハコロのごみと資源とわたしたち」を小学校4年生全員に配布する。 |
| 食品ロスの削減の取組 | 「食品ロス削減啓発パンフレット」を活用した啓発講座や各公民館と協力し食品ロス削減に関する各種イベント、講座を行う。 |
| 出前講座 | ごみの減量化・資源化推進に関する事業や施策について、ごみゼロ啓発講座・食品ロス講座・環境ごみスクール・環境学習エコブンを実施する。 |
| 小型家電リサイクルの実施 | レアメタルや貴金属などの埋もれた資源の有効活用等のため、拠点回収とイベント回収の方法により使用済小型家電の回収を実施する。 |
| 資源化物全品目の月2回ステーション収集の推進 | 西部リサイクルプラザの稼働を機に、月2回、ガラスびん・缶・てんぷら油等の資源化物及び廃乾電池・体温計等のステーション収集を推進する。 |
| プラスチック資源の分別回収・リサイクルの実施 | プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の施行に伴い、更なる脱炭素社会の実現を図るため、令和6年3月から、可燃ごみとして焼却処理しているプラスチック資源の分別回収及びリサイクルを実施する。 |

5 ごみの分別区分並びに処理主体及び処理方法 (1) 家庭から排出されるごみ

| 種類 | 発生量 (t/年) | 収集運搬 | | 処分 | | |
|---|--------------|--------------------------|------------------------------|---|--|-----|
| | | 主体 | 方法 | 主体 | 方法 | |
| 可燃ごみ | 113,079 | 市 (直営・委託) | ステーション方式(週2回、旧建部町地域は週1~2回) | 東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター 民間業者 倉敷市 | 焼却 資源化 | |
| 不燃ごみ | 4,631 | | ステーション方式(月1回) | 東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター | 破碎 焼却 埋立 資源化 | |
| 粗大ごみ | 954 | | 戸別収集(申込制) | 東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター | | |
| 乾電池・体温計 | 132 | | 資源化物 | ステーション方式(月1~2回) 拠点回収 | 東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター 民間事業者 | 資源化 |
| 缶 | 619 | | | | | |
| ガラスびん | 2,738 | | | | | |
| 古紙・古布 | 5,032 | | | | | |
| ペットボトル | 1,028 | | | | | |
| てんぷら油 | 121 | | | | | |
| 発泡トレイ (令和6年2月末まで) | 45 | | | | | |
| 蛍光管 | 30 | | | | | |
| プラスチック (令和6年3月から) (旧建部地域はプラスチック類ごみ) | 677 | ステーション方式(週1回)(旧建部地域は月2回) | 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター 民間事業者 | 認定事業者 | | |
| 小型家電 | 650 | 認定事業者 | 拠点回収 イベント回収 | | | |
| 可燃ごみ | 365 | 排出者 | 直接搬入 | 東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター | 焼却 資源化 | |
| 不燃ごみ | 90 | | | 東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター | 破碎 焼却 埋立 資源化 | |
| 粗大ごみ | 2,292 | | | 東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター | 資源化 | |
| 資源化物 | 1,076 | | | 東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター | | |
| 合計 | 133,558 | | | | | |

- ※ 市民は、廃棄物又は再利用の対象となる物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。
- ※ 岡山市久米南町衛生施設組合に搬入されるごみは、旧建部地域から排出されるごみとする。
- ※ 粗大ごみは、許可業者に直接搬入されるものを含む。
- ※ 認定事業者とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律で規定されている事業者をいう。
- ※ 数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の値と一致しない場合がある。以下同じ。

(2) 事業活動に伴って生じたごみ（ただし、産業廃棄物を除く。）

| 分別区分 | 発生量 (t/年) | 収集運搬 | | 処分 | |
|------|--------------|----------|-----------|---|-----------------------|
| | | 主体 | 方法 | 主体 | 方法 |
| 可燃ごみ | 80,176 | 許可業者・排出者 | 戸別収集・直接搬入 | 東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者 | 焼却 資源化 |
| 不燃ごみ | 2,378 | | | 東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者 | |
| 粗大ごみ | 1,121 | | | 東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者 | 破碎 焼却 埋立 資源化 |
| 合計 | 83,675 | | | | |

※ 資源化物の処理については、分別を徹底し、民間再生ルートを利用するものとする。

※ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(3) 他自治体から搬入されるごみ

| 種類 | 搬入量 (t/年) | 収集運搬 | | 処分 | |
|------|--------------|------|------|------------|-----------|
| | | 主体 | 方法 | 主体 | 方法 |
| 可燃ごみ | 0 | 自己搬入 | 直接搬入 | 東部クリーンセンター | 焼却 資源化 |

6 ごみ処理施設及び最終処分場の概要

(1) 焼却施設

| 施設名 | 所在地 | 処理能力(t/日) | 処理方式 |
|----------------------------|---------------------|------------------|--------------------|
| 当新田環境センター | 南区当新田486-1 | 300(150×2) | 全連続燃焼式流動床炉 |
| 東部クリーンセンター | 東区西大寺新地453-5 | 450(150×3) 39 | 全連続燃焼式流動床炉 灰溶融炉 |
| 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター | 久米郡久米南町上神目31 3-6 | 13(13×1) | 機械化バッチ燃焼式ストーカ炉 |

(2) 破碎施設

| 施設名 | 所在地 | 処理能力(t/日) | 処理方式 |
|------------|--------------|------------------|-----------------|
| 東部リサイクルプラザ | 東区西大寺新地453-5 | 58 (不燃40粗大18) | 不燃・粗大ごみ：破碎・選別処理 |
| 西部リサイクルプラザ | 北区野殿西町428-2 | 26 (不燃20粗大6) | 不燃・粗大ごみ：破碎・選別処理 |

(3) 資源化施設

| 施設名 | 所在地 | 処理能力(t/日) | 処理方式 |
|-----------------------------------|---------------------|-----------|--|
| 東部リサイクルプラザ | 東区西大寺新地453-5 | 27 | 缶：機械選別 ガラスびん・古紙・古布：手選別 ペットボトル：手選別・圧縮減容 |
| 西部リサイクルプラザ | 北区野殿西町428-2 | 17 | ガラスびん・古紙・古布：手選別 ペットボトル：手選別・圧縮減容 |
| 藤クリーン株式会社 (プラスチック資源循環 センター) | 南区藤田1664-16 | 46 | プラスチック資源：手選別・機械 選別・圧縮減容 |
| 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター | 久米郡久米南町上神目31 3-6 | 3 | ガラスびん・缶：機械選別 |

(4) 最終処分場

| 施設名 | 所在地 | 埋立容量(m ³) | 埋立対象物 |
|----------|--------|-----------------------|----------------------------|
| 山上新最終処分場 | 北区山上地内 | 450,000 | 焼却残渣・選別残渣・排水溝清掃 汚泥・不燃ごみ |

7 産業廃棄物の受け入れ

市は、一般廃棄物の処理及び処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行う。

8 一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の新規許可

一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の許可業者は95者あり、既存の許可業者等によって事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われてきており、事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせることが相当である。よって、当分の間、一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の新規許可は見合わせることにする。ただし、一般廃棄物の資源化を目的とする一般廃棄物処分量に伴う収集・運搬については除くものとする。

9 その他

本市のごみ処理を推進するための事業であって本計画で定める事業以外のものについては、本市のごみ処理基本計画の趣旨に合致する場合に限り、実施することができるものとする。

第2部 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

(1) 計画区域 岡山市

(2) 処理形態別人口予測

(単位:人)

| 区 分 | 人 口 |
|--------------|---------|
| 計画処理区域内 | 695,658 |
| 非水洗化 | 46,356 |
| し尿収集 | 46,241 |
| 自家処理 | 115 |
| 水洗化・生活雑排水未処理 | 68,582 |
| 水洗化・生活雑排水処理 | 580,720 |
| 下水道 | 462,794 |
| 合併浄化槽 | 111,843 |
| 農業集落排水施設 | 6,083 |

(3) 処理主体

| 区 分 | 処理主体 |
|----------|------|
| 合併処理浄化槽 | 個人等 |
| 農業集落排水施設 | 本市 |
| 下水道 | 本市・県 |

(4) 処理計画

ア 合併処理浄化槽で処理を推進する区域

下水道・農業集落排水事業の計画区域を除く岡山市全域

イ 農業集落排水施設で処理する区域

岡山市農業集落排水整備計画による計画区域

ウ 下水道で処理する区域

岡山市下水道事業全体計画による計画区域

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 計画区域 岡山市

(2) 収集・運搬計画

| 区分 | 収集・運搬主体 | 収集区域 | 収集計画量 (KI/年) | 収集回数 | 収集方法 |
|-----------|-----------|--|-----------------|----------------|--------|
| し尿 | 直営 | 許可区域以外 | 2,644 | 原則として 月1回 | 戸別収集方式 |
| | 許可業者(6社) | 御津・建部区域を除く業者ごと 許可した区域 | 30,953 | | |
| | 許可業者(2社) | 御津・建部区域 | 1,597 | 随時 | |
| 浄化槽 汚泥 | 許可業者(12社) | 各許可区域(岡山区域についてはその全域。御津・建部・灘崎・瀬戸については各許可区域) | 145,842 | 原則として 年1回以上 | |

※岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画により、岡山区域のし尿収集・運搬許可業者が有する許可車両を随時減車する。

(3) 処理計画

| 区 域 | 処 理 施 設 |
|-------------|--|
| 御津・建部 | 旭川中部衛生施設組合 |
| 西大寺・上道・瀬戸 | 神崎衛生施設組合 |
| 吉備・興除・福田・灘崎 | 備南衛生施設組合 |
| 上記以外 | 本市 <ul style="list-style-type: none"> ・一宮浄化センター ・犬島浄化センター ・当新田浄化センター |

(4) 処理施設等の概要

① 処理施設

| 施 設 名 | 所 在 地 | 処理能力 (kl/日) | 処 理 方 式 |
|------------|------------|----------------|---|
| 一宮浄化センター | 北区一宮217 | 300 | 前処理脱水＋脱窒素処理方式＋ 下水道放流 |
| 神崎衛生施設組合 | 東区神崎町2676 | 180 | 膜分離高負荷生物脱窒素処理式 (生物脱窒素処理＋膜分離処理) |
| 備南衛生施設組合 | 倉敷市茶屋町1919 | 80 | 標準脱窒素処理＋凝集沈殿＋オ ゾン処理＋砂ろ過＋活性炭吸着 ＋抗火石浸漬床 |
| 旭川中部衛生施設組合 | 北区御津鹿瀬650 | 42 | 標準脱窒素処理＋高度処理 |
| 犬島浄化センター | 東区犬島179 | 0.35 | 生物脱窒素処理＋高度処理 |
| 当新田浄化センター | 南区当新田488-4 | 70 (+100) | 固液分離処理＋生物脱窒素処理 (H24.4.1より移動式脱水機を増設 し100kl/日分の能力を追加) |

※当新田浄化センターについては、浄化槽汚泥の処理のみを行う。

② 貯留施設

| 施 設 名 | 所 在 地 | 容 量 |
|-------|------------|-------|
| 阿津貯留槽 | 南区阿津大河原尻地先 | 108kl |

資料8 清掃事業年表

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 | | |
|---------------|-----------|---|------------------------|-------------------------------------|-------------------|
| 明治 大正 | | 明29 邑久郡朝日村片岡氏に市内清掃を委託(年間250円) | 明22 6/1 市制施行 | | |
| | | 明33 市営にてじんかい収集を開始島田焼却場ができる(野天焼き) | 明33 4/1 汚物掃除法施行 | | |
| | | 明35 じんかい収集を民間業者へ委託 | | | |
| | 明39 | ふん尿事件が起こる | | | |
| 昭和 元 39 | 昭5 | し尿収集区域を6区に調整 | | | |
| | 昭7 | し尿収集区域を5区に改め、月2回収集を開始 | 昭8 | 豊成じんかい焼却場完成(37.5t/日) | 昭15 精霊送り開始 |
| | 昭23 | し尿貯留槽設置(農産) | | 昭29 7/1 清掃法施行 | |
| | 昭29 10/4 | し尿料金制定36% \rightarrow 25円 | 昭31 | ごみ手数料徴収 | |
| | 昭30 | し尿業者を19社許可 | 昭35 | 豊成焼却場に半機械式バッチ炉が完成(60t/日) | 昭34 衛生課から環境衛生課が独立 |
| | 昭33 12/26 | 平井貯留槽、けい船場完成 | 昭36 10/1 | ごみ手数料一般家庭廃止 | |
| | | | 昭37 | ごみステーション方式モデル地区(桶屋町、会長野村佐一郎) | |
| | | | 昭38 | 借上業者による収集を一部開始一牧石、御野、小串、甲浦、浦安(岡山美装) | |
| | | | 昭39 | 当新田半機械式バッチ炉完成(60t/日) | |
| | | | 昭39 | 大掃除運動推進 | |
| 40 | 4/1 | し尿料金改正36% \rightarrow 50円 | 環境整備優良地区を対象に市長感謝状贈呈を開始 | 12/2 清掃法一部改正 | |
| | 4/ | 備南衛生施設組合設立 | | | |
| | 10/1 | し尿処理手数料集金業務開始 | | | |
| 41 | 5/25 | 1市4町し尿処理場完成(70 ^{キロト} リ/日)(神崎処理場) | | 5/1 第1、第2清掃事業所が環境衛生課から分離 | |
| | 6/ | 1市2町し尿処理組合設立(一宮処理場) | | 11/1 第3清掃事務所が環境衛生課から分離 | |
| | 10/ | 備南衛生施設組合し尿処理場完成(50 ^{キロト} リ/日)(清鶴苑) | | | |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|----|--|--|---|
| 41 | 12/5 し尿処理業者19社を2社に企業合同し、岡山清掃(株)と(株)岡山衛生センターを許可 | | |
| 42 | 3/31 旭西浄化センターにし尿投入施設完成(110 ^{キロリットル} /日) 8/1 し尿収集区域割実施 11/1 し尿収集区域調整実施 | | 7/1 機構改革により、民生局衛生部となる |
| 43 | 3/31 1市2町し尿処理場完成(100 ^{キロリットル} /日) | 12/10 当新田半機械バッチ炉完成(150t/日) | |
| 44 | 2/18 合併により許可業者3社となる 4/1 し尿収集区域調整実施 7/1 岡山清掃(株)が八見産業(株)と総合清掃(株)に分離し、許可業者は4社となる | 4/1 当新田(150t/日)焼却場稼働開始 | 2/18 西大寺市と合併 |
| 45 | 9/15 (株)岡山衛生センターから(有)岡北産業が分離し、許可業者は5社となる | 4/1 ごみ処理手数料のうち焼却場へ自ら搬入したものを無料とする 4/1 豊成焼却場(60t/日)公用廃止 12/21 ごみの週2回収集を始める(約10,000世帯) | 7/11 機構改革により、衛生局清掃部となる |
| 46 | 1/8 合併により1市2町し尿処理場を一宮処理場と改称 1/8 合併により許可業者9社となる 3/8 合併により備南衛生施設組合の構成員となる 3/8 合併により許可業者10社となる 5/1 合併により許可業者11社となる 8/1 し尿料金改訂36 ^円 →100 ^円 | 1/8 合併により辛香焼却場(5t/日)、今岡焼却場(5t/日)が岡山市の所管となる 3/8 合併により足守焼却場(8t/日)が岡山市の所管となる 6/1 借上業者として岡山環境整備工業所を指定 7/1 鮮魚卸売組合、小売組合による魚、アラ処理問題が起こるが焼却処分ができないと断る | 1/8 一宮町、津高町、高松町を編入 3/8 吉備町、妹尾町、福田村を編入 5/1 上道町、興除村、足守町を編入 9/24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 |
| 47 | 4/1 企業合併により許可業者10社となる 12/22 正儀し尿貯留槽(800 ^{キロリットル})及びびけい船施設完成 | 6/1 ごみの週2回収集地区を拡大(約26,000世帯) | 4/1 岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 4/1 第1～第3清掃事業所を第1～第3事業所と改称 |
| 48 | 3/17 し尿外洋投棄について和歌山県と岡山県の間で覚書締結 | 2/1 ごみの週2回収集地区を拡大(約28,400世帯) | 4/2 機構改革により、環境衛生課が管理課となる |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|----|---|--|--|
| 48 | 4/1 し尿外洋投棄を開始、(株)玄洋社に委託(第11日進丸) | 3/15 高松田中埋立処分地埋立開始 3/31 当新田粗大ごみ処理場完成(50t/5H) 4/1 北幸田埋立処分地埋立開始 6/1 粗大ごみ収集を実施(直営区域の一部) 6/1 粗大ごみ処理場稼働開始 | |
| 49 | 3/30 岡山市外3町衛生施設組合し尿処理場が増設される(70* ^{リットル} /日→100* ^{リットル} /日) 3/31 第1事業所の新庁舎完成 4/2 し尿料金改訂基本制1戸1回→30円従量割36% ^{リットル} →140円 6/1 し尿収集区域調整実施 6/25 外洋投棄使用船舶変更(第5玄洋丸) | 10/31 豊成焼却場(37.5t/日)公用廃止 | 4/1 機構改革により、管理課から施設課が分離し、施設係と電気機械係の2係となり清掃部は2課3事業所となる |
| 50 | 1/23 第1次赤潮訴訟事件(赤潮被害による損害賠償請求)が徳島地方裁判所へ提訴される 4/1 企業合併により許可業者9社50台体制となる 7/10 第2次赤潮訴訟事件が高松地方裁判所へ提訴される 10/22 外洋投棄船(第23玄洋丸999トン)が進水する | 7/1 ごみの週2回収地区を拡大(約43,300世帯→約29%実施) 8/25 ごみの週2回収地区を拡大(約68,400世帯→約46%実施) 12/25 岡南環境センター着工(450t/24H) | 5/1 機構改革により、清掃部が環境部と改称され、公害課が環境部の所属となる 5/23 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行(「合理化措置法」という) 5/29～5/30 全国都市清掃会議昭和50年度春季評議員会及び通常総会が岡山市で開催される |
| 51 | 3/31 旭西浄化センターに前処理施設竣工 4/1 し尿投棄海域がB海域となる 6/2 下水道局長と(協)岡山市環境整備協会覚書締結合理化措置法の趣旨を尊重し下水道管渠の清掃業務委託(代替業務)提供を確認する 7/29 第1次及び第2次赤潮訴訟事件が高松地方裁判所へ併合決定される | 2/10 岡南環境センター起工式(450t/24H) 3/28 ごみ週2回収を市全域に拡大 3/31 足守焼却場中止 | 4/1 「廃棄物の処理を要しない区域」を変更し、処理区域を拡大 4/1 機構改革により、管理課が環境衛生課となり、墓地管理係、防疫係、東山斎場が環境衛生課の所属となる 4/20 環境部に豊成焼却場建設事務所を設置し、環境部は3課3事業所1事務所となる |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|----|---|---|---|
| 51 | <p>9/13 台風17号が本市を襲い多数の浸水家屋を生じたがこのうち13,631戸の冠水便槽の緊急収集を実施した</p> <p>11/30 一宮し尿処理場前処理施設竣工</p> <p>12/21 備南衛生施設組合し尿処理場前処理施設竣工</p> | | <p>12/10 機構改革により、環境部が環境事業部となる 環境衛生課から管理課が分離し庶務係、企画係、料金係となる 環境衛生課及び公害課は環境事業部から分離したため、環境事業部は2課3事業所1事務所となる</p> |
| 52 | <p>2/1 し尿料金改訂基本割</p> <p>1戸1回→60円 従量割36%→180円</p> <p>特別加算 1戸1回→100円 (ホース延長)</p> <p>し尿収集区域調整実施</p> | <p>4/1 古都南方最終処分場埋立開始</p> <p>9/ 第3事業所汚泥吸引車導入(1台)</p> <p>12/21 第1回「暮らしとごみ展」開催～</p> <p>12/27 (市庁舎市民ホール)</p> | <p>4/1 機構改革により、管理課が業務第1課と業務第2課に分離 業務第1課は管理係、業務係、料金係の3係、業務第2課は管理係、業務係の2係となる 豊成焼却場開設事務所が設置される 第1事業所から一宮浄化センターが分離独立する 環境事業部は3課3事業所2事務所1センターとなる</p> |
| 53 | <p>2/1 全市を対象として「し尿処理実態調査」を実施</p> <p>3/28 一宮浄化センター改装工事着工(200*³ポツ/日)</p> | <p>5/31 春秋の大掃除中止(粗大ごみ収集地区拡大による)</p> <p>6/ 西大寺支所汚泥吸引車導入(1台)</p> <p>6/26 分別収集の実施 「燃やせるごみ」 「燃やせないごみ」 「粗大ごみ」の3種分別</p> <p>※本庁管内(旭川東部全域、西部40%、牧石、白石、児島)6支所</p> <p>7/1 豊成焼却場(岡南環境センター)試運転開始(450t/24H)</p> <p>7/1 事業ごみ一廃処分手数料徴収実施</p> <p>一般(許可、自己搬入) 100kg→300円</p> <p>※産廃(許可、自己搬入) 10kg→30円を 100kg→300円</p> <p>7/1 本庁管内全域へ粗大ごみ収集拡大(直営)、支所管内についても一部回数増加</p> <p>7/3 分別収集拡大 3支所(妹尾、興除、藤田) 約100,000世帯 (全市の約60%となる)</p> <p>9/1 三手最終処分場埋立開始</p> <p>9/ 第3事業所高圧洗浄車導入(1台)</p> | <p>8/1 豊成焼却場開設事務所が岡南環境センターと改称され、管理係、業務係の2係を置く 環境事業部は3課3事業所1事務所2センターとなる</p> |

| 年別 | し 尿 | ご み | 一 般 |
|----|---|--|--|
| 53 | | 10/1 当新田半機械式パッチ炉(60t/日)公用廃止 12/14 撫川最終処分場埋立開始 12/20 岡南環境センター(450t/24H)竣工 ※分別収集に伴い祝日の一部の収集取り組み開始 | |
| 54 | 3/31 一宮浄化センター改装工事完了(200* <small>キロリットル</small> /日) 7/31 し尿海上中継輸送業務を廃止 8/1 し尿陸上中継輸送業務を開始 8/31 し尿外洋投棄業務を廃止 10/19 台風20号による2,236戸の冠水便槽の収集を実施した | 2/2～ 第2回 2/7 「暮らしとごみ展」開催(天満屋地下市民ギャラリー) 2/10 ごみステーション施設整備補助制度実施(1/2限度額3万円) 7/16 分別収集区域拡大(西大寺、上道地区)約120,000世帯(全市の約72%となる) | 2/10 豊成焼却場建設事務所が廃止され、環境事業部は3課3事業所2センターとなる 5/10 一宮浄化センターが下水道局の所管となり、環境事業部は3課3事業所1センターとなる 8/1 業務第1課及び業務第2課の業務係が指導調整係と名称変更される |
| 55 | 1/25 正儀貯留槽を撤去 3/25 平井貯留槽を撤去 7/1 し尿収集区域調整実施(業者区域のみ)及び許可車両台数変更(50台体制) 7～9 月 し尿処理実態調査の補正調査を実施し、し尿料金制度の改訂に備えた 10/1 し尿料金制度に定額制を導入し、併せて定期収集制度を実施した 定 額 制 基本料金 基本割1戸月300円 人頭割1人月250円 再収集料金 1回につき 300円 1人につき 130円 特殊便槽料金・・・1便槽1回につき300円(無臭便槽について加算) 従 量 制 従量割36 <small>リットル</small> までごとにつき300円 ※上記についてホース延長40mを超える場合は特別作業料金として100円加算 10/1 小型便槽改良助成制度を実施(56.3.31まで) 10/1 一宮浄化センターの旧施設に2次処理を増設(50* <small>キロリットル</small> /日) | 4/1 ごみステーション施設整備補助限度額改正(3万円→3万5千円、統合・4万5千円の項を追加) 4/24～ 第3回 4/30 「暮らしとごみ展」開催(天満屋地下市民ギャラリー) 4/ ～ 全市域不法投棄パトロール実施 10/ 三手最終処分場埋立完了 藤田最終処分場埋立開始 | 7/2 岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(し尿料金関係) 10/1 第1事業所に指導係を設置 |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|----|---|---|---|
| 56 | 11/30 当新田貯留槽完成 | 4/ 藤田最終処分場埋立完了 6/15 山田最終処分場埋立開始 6/ 北幸田最終処分場埋立完了 7/ 撫川最終処分場埋立完了 8/27 コンパクター購入 (5,330万円 29.95t) 11/23 分別収集を市内全域実施 | 6/3 山田埋立管理事務所を設置し、環境事業部は3課3事業所1センター1事務所となる 11/21 第2事業所から岡南事業所を分離し、環境事業部は3課4事業所1センター1事務所になる |
| 57 | 1/31 当新田貯留槽使用開始 | 4/1 一般廃棄物処理手数料改正 (100* ₀ につき300円→400円) 5/ 正儀最終処分場埋立開始 | |
| 58 | 9/28 台風10号による854戸の冠水便槽の収集を実施した | 4/ 分別収集PR映画製作 | |
| 59 | | 1/ 古都南方最終処分場埋立完了 3/31 辛香焼却場中止 3/ 空き缶プレス機購入 (牧石、弘西、浮田、財田、内山下、深砥各小学校) 第2事業所、岡南事業所 | |
| 60 | 3/30 当新田浄化センター完成 (70* ₀ リットル/日) 4/1 直営区域のし尿料金の集金制度を自主納付制度に変更 7/ 集中豪雨による2,708戸の冠水便槽の収集を実施した 8/3 赤潮訴訟事件の終了 (国、兵庫県、岡山市、高松市に対する訴えの取り下げ) 11/ 備南衛生施設組合し尿処理場更新 (50* ₀ リットル/日→80* ₀ リットル/日) | 2/ 空き缶プレス機購入 (豊小学校) 3/31 今岡焼却場中止 6/ 空き缶プレス機購入 (高田小学校、福田支所) | |
| 61 | 4/1 自主納付制度に口座振替を導入 9/16 岡山市し尿処理業合理化対策会議設置 11/20 し尿処理実態調査の実施 | 4/ 空き缶プレス機購入 (旭操小学校、西大寺、一宮、津高、高松、妹尾各支所) 7/30～ 2/18 ごみ組成分析の体系的実施 10/20 家庭ごみアンケート調査の実施 | |
| 62 | 3/30 犬島浄化センター完工 7/1 犬島浄化センター稼働開始 | 3/31 今岡焼却場公用廃止 | |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|-----|---|---|--|
| 63 | 10/1 個人施策である減額措置を廃止 | 4/1 ごみステーション施設整備補助限度額改正(3万5千円→4万5千円、統合・4万5千円→5万5千円) | |
| | | 4/1 資源回収推進団体報奨金交付制度実施(1kg→4円) | 3/31 岡山市一般廃棄物処理基本計画策定 |
| | | 6/1 モニターによるコンポスト化調査 | 11/17 昭和63年度全国環境衛生大会が岡山市で開催される 11/18 |
| | | 12/20 セスナ機によりごみの分別と資源化をPR 3/15 | |
| 平成元 | 4/1 消費税導入に伴い、し尿処理手数料を改正(人頭割1人月250円→260円、特殊便槽料金300円→310円、従量制36ℓまでごとにつき300円→310円) | 3/4 ごみシンポジウム(岡南環境センター) | 5/24～平成元年度全国都市清掃会議春季評議員会及び総会が岡山市で開催される 5/26 |
| | | 4/1 生ごみ肥料化容器購入費補助制度実施(1基3,000円を限度) | |
| | | 4/1 一般廃棄物処理手数料改正(100ℓにつき400円→410円) | |
| | | 12/21 セスナ機によりごみの分別と資源化をPR 3/15 | |
| 2 | 3/17 (協)岡山市環境整備協会と代替業務提供についての合意書交わす ・許可台数50台を対象に代替業務提供 ・金銭補償額の算出協議 | 3/31 高松田中埋立処分場埋立完了 | 4/1 当新田新焼却場建設事務所が設置され、環境事業部は3課4事業所1センター1事務所(課相当)1事務所(課内室相当)となる |
| | 4/1 足守支所管内のし尿処理を要しなかった区域の指定を一部解除 | 4/1 津高地区の祝日収集開始(市内全域で祝日収集となる) | |
| | 9/ 台風19号による1,496戸の冠水便槽の収集を実施した | 6/1 モニターにより、家庭用簡易焼却炉の効果の調査 | |
| | | 7/1 資源回収用物置設置費補助制度実施(設置費の3分の2相当額で10万円を限度) | |
| | | 8/28 西畦最終処分場埋立開始 | |
| | | 9/22 当新田環境センター着工 | |
| | | 9/30 正義最終処分場埋立完了 | |
| | | 10/31 第4回「暮しとごみ展」開催 ～11/2 (市役所1階市民ホール) | |
| | | | |
| | | | |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|----|---|--|---|
| 3 | 10/16 岡山市廃棄物処理懇談会(し尿処理部会)開催 | 6/1 山田最終処分場埋立完了 6/3 松ヶ鼻最終処分場埋立開始 7/14 富田牛乳パック・空き缶回収所開設(空き缶回収機2台設置) 8/20 家庭用簡易焼却炉設置費補助制度実施(設置費の2分の1に相当する額で1万5千円を限度) 9/2～10/14 玉野市へ焼却委託(1067.4t) 10/15 ごみ問題学習団体報奨金交付制度実施 10/30 ごみ減量化・資源化対策研究会設置 11/27 16mmフィルム・ビデオ「桃太郎のごみ減量化・資源化作戦」制作(平成4年1月全小学校にビデオを配布) 11/28 空き缶回収機を設置(西大寺支所、高松支所、出石小学校、芳田中学校) 11/末 小学校区に資源化物集積施設を設置(年度末51ヶ所)分別指導員を配置(年度末294人) 12/10 本庁に空き缶回収機を設置 12/ 松ヶ鼻最終処分場で鉄屑分別開始 | 6/1 第2事業所から粗大事務所を分離し、山田埋立管理事務所を廃止し、松ヶ鼻埋立管理事務所を設置する 環境事業部は、3課4事業所1センター1事務所(課相当)2事務所(課内室相当)となる 11/1 「岡山市ごみ非常事態宣言」が発令される |
| 4 | 4/1 し尿処理手数料改定 定額制(基本割1戸月300円→340円) 人頭割1人月260円→340円)、再収集料金(1回300円→340円、1人130円→170円)、特殊便槽料金(1便槽1回310円→390円) ※特別作業料金(1戸1回100円→130円) 従量制(36%までごとにつき310円→390円) 7/4 廃掃法改正により、し尿処理を要しない区域消滅 | 3/1 牛乳パック・空き缶回収所を新保に変更(空き缶回収機2台移設) 4/1 ごみステーション施設整備費補助限度額改正(4万5千円→7万円・統合5万5千円→8万円) 4/1 生ごみ肥料化容器購入補助限度額改正(3千円→4千円) 4/1 資源回収用物置設置費補助金限度額改正(10万円→15万円) 4/1 ごみ問題学習団体報奨金交付制度を補助金制度に改正 | 2/28 岡山市ごみ非常事態宣言を平成6年3月まで延長 3/15 第3事業所が当新田に移転 4/1 減量化推進室を設置し、施設課に計画係を第3事業所に管理係を置く 環境事業部は、3課4事業所1センター1事務所(課担当)2事務所(課内室担当)1室となる 7/4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行 8/20 岡山市リサイクル推進員設置要綱施行(小学校区に5名以内) |

| 年別 | し 尿 | ご み | 一 般 |
|----|------------------------------|---|---|
| 4 | | 4/1 町内会用焼却炉設置費補助金交付制度実施(設置費の2分の1に相当する額で50万円を限度) | 9/25 第1回ごみ減量化推進全国大会が岡山市で開催される 12/24 岡山市廃棄物処理懇談会開催(岡山市一般廃棄物処理基本計画の見直し) |
| | | 4/28 ごみ処理情報ネットワークシステム研究会議第1回開催 | |
| | | 6/21 西大寺牛乳パック・空き缶回収所を開設(空き缶回収機を1台設置) | |
| | | 6/25 コンパクター購入(5,119万円、35t) | |
| | | 7/10 紙芝居を配布(保育園、幼稚園、小学校、児童館に配布) | |
| | | 7/16 松ヶ鼻最終処分場でサニーフォームシステムを試験的に実施 | |
| | | 10/11 直営収集現場の土曜閉庁焼却場の隔週閉庁を施行 | |
| | | 11/25 浦安・西大寺南小学校区で5種分別収集をモデル的に実施 12/8 大井会館に空き缶回収機を設置 | |
| 5 | 2/8 第1事業所増築工事完工 | 1/ 浅越最終処分場完成 | 1/25 松ヶ鼻埋立管理事務所を廃止し、浅越埋立管理事務所を設置 |
| | 8/4 岡山市廃棄物処理懇談会開催(し尿処理手数料改定) | 1/23 松ヶ鼻最終処分場埋立完了 | |
| | | 1/25 浅越最終処分場埋立開始 | 2/1 最終処分場建設事務所を設置 |
| | | 4/1 足守支所管内の収集業務を支所総務民生課から第2事業所足守分室へ直営収集現場の土曜閉庁を本格実施 | 3/31 岡山市一般廃棄物処理基本計画策定 4/1 当新田新焼却場建設事務所を当新田環境センター開設事業所に改め足守分室(係相当)を設置 環境事業部は3課4事業所1センター1事務所(課相当)3事務所(課内室相当)1室となる |
| | | 8/25 大野学区で5種分別収集開始 | |
| | | 11/ 雄神学区で5種分別収集開始 津高支所管内、一宮支所管内、高松支所管内、吉備支所管内、福田支所管内、妹尾支所管内、興除支所管内、藤田支所管内で5種分別収集開始 | |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|--------------------------|--|---|--|
| 6 | 4/1 し尿処理手数料改定 定額制(基本割1戸月340円→370円、人頭割1人月340円→390円)、再収集料金(1回340円→370円、1人170円→190円) 特殊便槽料金(1便槽1回390円→440円) 従量制(36ℓまでごとにつき390円→440円) ※特別作業料金(1戸1回130円→140円) | 1/31 当新田環境センター完成 | 2/1 当新田環境センター開設事務所を当新田環境センターに改め、管理係と業務係を設け当新田焼却場を廃止 |
| | | 2/ 上道支所管内で5種分別収集開始 | |
| | | 2/1 朝日学区、大宮学区、幸島学区、太伯学区で5種分別収集開始 | 2/28 岡山市ごみ非常事態宣言を平成8年3月まで再延長 |
| | | 2/21 南輝学区で5種分別収集開始 | 3/15 5種分別収集事業推進協力連合町内会交付金交付要綱施行 |
| | | 3/18 旭竜学区で5種分別収集開始 | 3/24 廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改め廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を制定 |
| | | 4/20 石井学区で5種分別収集開始(プラスチック焼却モデル地区) | |
| | | 4/23 東部資源選別所が完成 | 4/1 機構改革により環境事業部を環境事業局に昇格し業務部と施設部の2部体制となる 県から移管された産業廃棄物対策業務推進のための産業廃棄物対策課の設置 保健所政令市移行に伴い業務第1課に浄化槽係を設置、業務第1課の管理係と料金係を統合し総務係を置く 施設課を環境施設課に名称変更 業務第2課浅越埋立管理事務所を環境施設課へ移管 岡南環境センターの業務係を業務第1係と業務第2係に分割 環境事業局は2部4課4事業所2センター3事務所(課内室相当)1室となる |
| | | 5/ 開成学区、政田学区で5種分別収集開始 | |
| | | 7/1 条例施行(100kgまでごとに410円を600円に改定、犬・猫の死体1匹1,000円を1,500円に改定) | |
| | | 7/20 陵南学区で5種分別収集開始 | |
| | 8/17 御南学区で5種分別収集開始 | | |
| | 9/9 可知学区で5種分別収集開始 | | |
| | 9/12 東畦最終処分場埋立開始 | | |
| | 10/1 ごみ袋の透明化を実施 | | |
| | 10/5 大元学区で5種分別収集開始 | | |
| | 11/1 芥子山学区で5種分別収集開始 | 7/1 岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 許可申請手数料の改定 | |
| | 11/10 富山学区で5種分別収集開始 | | |
| | 11/11 伊島学区、三門学区で5種分別収集開始(プラスチック焼却地区) | 10/19～20 全国都市清掃会議第64回企画委員会が岡山市で開催される | |
| | 11/17 福島学区、平福学区で5種分別収集開始 | | |
| | 11/23 西学区で5種分別収集開始 | | |
| 11/25 平福学区、高島学区で5種分別収集開始 | | | |
| 12/8 古都学区で5種分別収集開始 | | | |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|----|-------------------------------|--------------------------|--|
| 7 | | 2/10 宇野学区で5種分別収集開始 | 1/17 阪神大震災(兵庫県南部地震)起こるし尿・ごみ収集支援隊の派遣 隊員18名、車両:し尿収集車1台、ごみ収集車4台、計5台を1月24日～28日神戸市へ派遣 |
| | | 2/16 三敷学区で5種分別収集開始 | |
| | | 3/3 幡多学区で5種分別収集開始 | |
| | | 3/17 津島学区、御野学区で5種分別収集開始 | 4/1 機構改革により最終処分場建設事務所を廃止 環境事業局は2部4課4事業所2センター2事務所(課内室相当)1室となる |
| | | 3/31 東畦最終処分場埋立完了 | |
| | | 4/1 処理施設での土曜閉庁実施 | |
| | | 4/12 内山下、深柢学区で5種分別収集開始 | 4/1 岡山市リサイクル推進員制度運営要綱施行(岡山市リサイクル推進員設置要綱廃止) |
| | | 4/14 弘西、出石、南方学区で5種分別収集開始 | |
| | | 5/5 浅越最終処分場埋立完了 | 5/8 浅越埋立管理事務所を廃止し、山上埋立管理事務所を設置 |
| | | 5/8 山上最終処分場埋立開始 | |
| | | 5/10 西大寺学区で5種分別収集開始 | 9/26 岡山市廃棄物処理懇談会設置要綱廃止 |
| | | 5/25 竜之口学区で5種分別収集開始 | 10/17 岡山市廃棄物減量等推進審議会初会合(岡山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理)の見直し及び空き缶等の投げ捨て等の防止策についての諮問)(H18.1.29答申) |
| | | 6/14 小串、甲浦学区で5種分別収集開始 | |
| | | 6/16 豊学区で5種分別収集開始 | |
| | | 7/3 財田学区で5種分別収集開始 | |
| | | 7/5 芳明学区で5種分別収集開始 | |
| | | 7/6 芳田学区で5種分別収集開始 | |
| | | 8/9 芳泉学区で5種分別収集開始 | |
| | | 8/23 牧石、牧山学区で5種分別収集開始 | |
| | | 9/20 西畦最終処分場埋立完了 | |
| | 10/5 鹿田、出石、操南学区で5種分別収集開始 | | |
| | 11/2 旭操学区で5種分別収集開始 | | |
| | 11/17 岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会設立総会 | | |
| | 12/7 平井学区で5種分別収集開始 | | |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 | |
|----|----------------------|--|---|--|
| 8 | 7/30 一宮浄化センターの改造工事着工 | 2/1 清輝学区・岡南学区で5種分別収集開始 2/8 旭東学区・福谷学区で5種分別収集開始 2/12 高田学区で5種分別収集開始 2/14 足守学区で5種分別収集開始 2/28 大井学区で5種分別収集開始 3/19 福浜学区で5種分別収集開始 3/22 岡山市環境美化条例公布(10/1施行) 3/31 岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 3/末 5種分別収集全市域実施 7/1 ごみ処理手数料の改定(600円→900円) 7/3 岡山市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例公布(H9. 1/1施行) 9/11 西大寺小学校区でペットボトルのモデル回収スタート | 3/31 ごみ非常事態宣言解除 4/1 機構改革により環境施設課内に最終処分場用地対策室を設置 環境事業局は2部4課4事業所2センター2事務所(課内室相当)2室となる 山上最終処分場に続く最終処分場の的確に対応するため、相当参与、参事の配置 | |
| | 9 | 4/1 消費税の税率改定及び地方消費税の創設に伴いし尿処理手数料を改正 定額制(人頭割1人月390円→400円)、再収集料金(人頭割1人月190円→200円)、特殊便槽料金1便槽1回につき440円→450円) 従量制(36ℓまでごとにつき440円→450円) | 1/23 西大寺生活環境センター着工 3/4～3/27 玉野市分焼却(492.9t) 3/4～3/31 灘崎町分焼却(158.2t) 4/1 消費税の税率改定及び地方消費税の創設に伴いごみ処理手数料を改正 (900円→920円) ごみステーション施設整備費補助限度額改正 (7万円→10万円) 4/24 福島学区でペットボトル回収開始 5/28 御南(一部)学区、西学区でペットボトル回収開始 6/12～10/27 灘崎町分焼却(808.6t) 7/9 浦安学区でペットボトル回収開始 7/10 平福学区でペットボトル回収開始 8/1 古都学区、開成学区、政田学区でペットボトル回収開始 | 4/1 機構改革により業務部の業務第1課を環境総務課に、業務第2課をごみ減量課に改称する 施設部に東部クリーンセンター建設事務所を設置 環境事業局は2部4課4事業所2センター1事務所(課相当)2事務所(課内室相当)1室となる |
| | | 4/1 岡山市外3町衛生施設組合新処理施設竣工 | | |

| 年別 | し 尿 | ご み | 一 般 |
|----|---|--|---|
| 9 | | <p>8/15 朝日学区、大宮学区、幸島学区、太伯学区、豊学区でペットボトル回収開始</p> <p>8/28 操南学区、操明学区でペットボトル回収開始</p> <p>9/8 大元学区でペットボトル回収開始</p> <p>9/8・22 南輝学区でペットボトル回収開始</p> <p>9/11 富山学区でペットボトル回収開始</p> <p>10/22 興除学区、曾根学区、東疇学区、箕島学区でペットボトル回収開始</p> <p>11/8 東部クリーンセンター着工</p> <p>11/12 妹尾学区、藤田第1学区、藤田第2学区、藤田第3学区でペットボトル回収開始</p> <p>11/14 可知学区でペットボトル回収開始</p> <p>11/28 芥子山学区でペットボトル回収開始</p> | |
| 10 | <p>3/23 一宮浄化センターの改造工事完了</p> <p>3/30 (協)岡山市環境整備協会への代替業務の一部を個別業者に振り替えて提供する確認書を協会と締結</p> | <p>3/19 西大寺生活環境センター完工</p> <p>3/31 ごみ問題学習団体報奨金交付制度を廃止</p> <p>7/23 福田学区でペットボトル回収開始</p> <p>8/6・24 旭操学区、平井学区(一部)でペットボトル回収開始</p> <p>8/23 竜之口学区でペットボトル回収開始</p> <p>9/3 平井学区(一部)、中山学区、平津学区、馬屋下学区、桃丘学区、庄内学区、加茂学区、鯉山学区、吉備学区、陵南学区、(一部)、平島学区、御休学区、角山学区、浮田学区、でペットボトル回収開始</p> <p>9/13 小串・甲浦学区でペットボトル回収開始</p> <p>9/14 旭竜学区でペットボトル回収開始</p> <p>9/16 財田学区でペットボトル回収開始</p> <p>10/7～ 横井学区、馬屋上学区、野谷学区でペットボトル回収開始</p> | <p>3/ 岡山市環境基本計画策定</p> <p>4/1 機構改革により、環境施設課内の最終処分場用地対策室を廃止し、最終処分場建設事務所を設置 環境事業局は、2部4課4事業所2センター1事務所(課担当)、3事務所(課内室相当)となる</p> |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|----|---|---|--|
| 10 | | 10/26 津山市分焼却(295.7t) ～ 12/18 12/19 東部リサイクルプラザ着工 | |
| 11 | 4/15 し尿収集許可車両減車勧告(許可業者4社) 5/1 し尿収集許可車両暫定減車(4台) 12/7 (協)岡山市環境整備協会と協定書及び覚書締結 ・合理化事業計画を策定して転業支援のための代替業務提供実施合意 ・毎年度代替業務及び受託業者を決定して代替業務を個別業者にすべて提供 | 1/13 「リユースプラザおかやま」開設 8/23 竜之口学区でペットボトル回収開始 8/27 高島学区でペットボトル回収開始 9/13 小串・甲浦学区でペットボトル回収開始 9/14 旭竜学区でペットボトル回収開始 9/16 財田学区でペットボトル回収開始 10/8 宇野学区でペットボトル回収開始 10/15 牧石・牧山学区でペットボトル回収開始 10/25 陵南・御南学区でペットボトル回収開始 11/5 幡多学区でペットボトル回収開始 11/18 三勲学区でペットボトル回収開始 2/14 旭東学区でペットボトル回収開始 | |
| 12 | | 5/30～ 長船町分焼却灰埋立開始(468.28t) 12/1 戸別収集前の粗大ごみ排出増加に対応するため「岡山操車場跡地公園」「妹尾汗入」「上道竹原」「リユースプラザおかやま」の市内4ヶ所に臨時排出場所を3月末まで設置 | |
| 13 | | 4/1 粗大ごみ戸別収集開始 4/1～3/31 長船町分焼却灰埋立(324.83t) 6/1 東部リサイクルプラザ稼働、愛称「さいせい岡山」に決定 6/26 岡南環境センター改修工事着手 改修工事内容(排ガス高度処理施設整備、灰固形化施設整備) 8/1 東部クリーンセンター稼働 9/1 直営管内をプラスチック焼却地区に変更 同時に直営管内のペットボトルの資源化物としての収集地区変更 9/8 東部リユースふらざ開館 | 4/1 機構改革により環境事業局を環境局に、業務部を環境事業部に、施設部を環境施設部に改称し、新たに環境保全部を設置 環境事業局業務部環境総務課を環境局環境総務課に改める 保健福祉局保健部環境保全課を廃止し、環境局環境保全部に環境調整課及び環境規制課を設置 産業廃棄物対策課を事業部から環境保全部に改める ごみ減量課を改称し、環境事業部に資源循環推進課及び事業管理課を設置 |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|----|--|--|--|
| 13 | 12/ 一般廃棄物処理基本計画策定 | <p>9/23 リユースプラザおかやま閉館</p> <p>10/1 豊、山南学区をプラスチック焼却地区に変更</p> <p>11/1 借上地区、支所管内全てをプラスチック焼却地区に変更</p> <p>12/ 一般廃棄物処理基本計画策定</p> | <p>東部クリーンセンター建設事務所を廃止し、環境施設部に東部クリーンセンター及び東部リサイクルプラザを設置 環境総務課浄化槽係を廃止し、環境規制課浄化槽対策室を設置 環境局は3部7課4事業所3センター1プラザ3事務所(課内室相当)1室となる</p> <p>6/ 岡山市環境保全行動計画(第1期)策定</p> <p>8/1 機構改革により環境事業部第2事業所粗大事務所を廃止し、環境事業部に粗大事業所を設置 環境局は3部7課5事業所3センター1プラザ2事務所(課内室相当)1室となる</p> <p>9/1 機構改革により第2事業所を中事業所に、岡南事業所を南事業所に改称 第3事業所を廃止し、新たに北事業所、資源事業所を設置 第1事業所に水路清掃事業所を、岡南環境センターに緊急環境対策室を設置 第2事業所足守分室を北事業所足守分室に改める 環境局は3部7課6事業所(課担当)3センター1プラザ1事業所(課内室相当)2事務所(課内室相当)2室となる</p> |
| 14 | 3/28 平成14年度包括外部監査の結果報告書が提出される(合理化措置法関連等) | <p>4/1～ 町内会一斉清掃の収集委託を開始</p> <p>4/11～ 長船町分焼却灰埋立 5/30 (81.49t)</p> <p>5/20 長船町分可燃ごみ焼却開始 (2220.66t)</p> <p>12/28 山上新最終処分場完成</p> | <p>4/1 機構改革により環境規制課浄化槽対策室を下水道普及管理課へ移管 産業廃棄物対策課に規制係、監理係の2係を置き、併せて県警OBによる産業廃棄物監視班を設置 環境局は3部7課6事業所3センター1プラザ1事業所(課内室相当)2事務所(課内室相当)1室となる</p> <p>8/15 精霊送り受付町内会等実施</p> |
| 15 | <p>7/31 総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会設置(「専門委員会」という)</p> <p>11/18 専門委員会から「岡山市におけるし尿処理業合理化事業の論点整理について(報告)」が提出される</p> | <p>2/28 岡南環境センター再稼働</p> <p>4/1～ 足守地区の焼却・埋立・資源化物収集の民間委託を開始(ペットボトルは拠点回収)</p> <p>4/1 ごみステーション施設整備補助金交付制度と資源化物ステーション施設整備補助金交付制度を統合(限度額15万円)</p> <p>4/1 倉敷市、山陽町分可燃ごみ焼却開始</p> <p>4/10 御津町、加茂川町分可燃ごみ焼却及び灘崎町分不燃・粗大ごみ処理開始</p> | <p>4/1 機構改革により事業管理課に指導対策係を新設し、北事業所足守分室(係相当)及び最終処分場建設事務所(課内室相当)を廃止 岡南環境センターの緊急環境対策室(課内室相当)を廃止し、業務係を新設 環境局は3部7課6事業所3センター1プラザ1事業所(課内室相当)1事務所(課内室相当)となる</p> |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|---|--|--|---|
| 16 | 1/27 専門委員会から「平成16年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される | 1/5 粗大ごみ個人持込の事前電話申込制度の開始 3/31 資源回収推進団体報奨金交付制度のうち、平成10年度から加算していた追加報奨金制度を廃止 | 4/1 機構改革により環境施設課内にPFI推進班を新設 |
| | 3/12 専門委員会から「岡山市の一般廃棄物処理業等合理化事業に関する最終提言書」が提出される | 4/1 ごみ処理手数料改正(100kgまでごとにつき920円→10kgまでごとにつき130円) | |
| | 3/25 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」承認(第1次) | | 8/1 市役所本庁舎での雑紙回収を開始 |
| | 4/1 し尿許可業者4社のし尿収集部門が、(株)レコルテに集約化され、し尿の収集・運搬の許可業者は、6業者となる | 8/31 台風16号による被害(児島半島、西大寺地区他) 9/1 学校での雑紙回収を開始 | |
| | 5/27 し尿収集許可車両13台廃車、平成11年度暫定減車4台とあわせて17台減車、6社33台体制となる | 10/5 倉敷市分災害ごみ(台風16号関係)焼却開始 10/25 玉野市・日生町分災害ごみ(台風16号関係)焼却開始 | |
| | 8/31 台風16号による535戸の冠水便槽の収集を実施 | 11/5 倉敷市分災害ごみ(台風23号関係)焼却開始 | |
| | 9/8 台風18号による56戸の冠水便槽の収集を実施 | 11/30 灘崎町分災害ごみ(台風23号関係)焼却 | |
| | 9/29 台風21号による408戸の冠水便槽の収集を実施 | | 12/1 市役所本庁舎で弁当容器のリターナブル化を実施 |
| | 10/21 台風23号による222戸の冠水便槽の収集を実施 | 12/27 津山市分災害ごみ(台風23号関係)焼却開始 | |
| | 17 | | 2/14 東部資源回収所・当新田資源回収所で平日の家庭から出される資源化物受け入れ開始 3/2 玉野市分災害ごみ(台風23号関係)焼却開始 3/10 建部町分可燃ごみ焼却 |
| 3/22 合併により御津町1社、灘崎町2社が許可を引き継ぎ、許可業者8社となる(内1社は岡山市と同一業者) | | 3/31 資源回収推進団体報奨金交付制度のうち、逆有償の鉄くず・スチール缶への加算報奨金制度を廃止 空き缶・牛乳パック回収所、空き缶回収機(空かん鳥)での補助券交付を廃止 | 3/22 御津町・灘崎町と合併廃棄物完全受入処理開始 4/28～ 全国都市清掃会議中国・四国地区協議会総会が岡山市で開催される 4/29 |
| | | 4/1 資源回収推進団体報奨金交付制度の1kg当たり交付金額を変更(6円→5円) | 6/29 国連大学より岡山市域が「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する地域の拠点(RCE)に認定される |
| | | 4/1 産業廃棄物の一部受入開始 | |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|----|---|--|--|
| 17 | 10/7 し尿処理手数料の生活扶助受給者への免除及び社会福祉事業を営んでいる者への減額廃止を告示(18年4月1日実施) | 4/1 借上を改め委託とする 4/1 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者表彰制度開始 9/1 市役所本庁舎・西大寺支所・一部のふれあいセンター及び公民館(15館)での資源化物(缶・びん)回収を開始(日曜日月2回) 12/19 瀬戸町分可燃ごみ焼却開始 | |
| 18 | 4/1 し尿処理手数料の生活扶助受給者への免除及び社会福祉事業を営んでいる者への減額を廃止 | 3/17 山上最終処分場埋立完了 3/20 山上新最終処分場埋立開始 4/1 北、西大寺、富山、岡輝の4公民館で資源化物(缶・びん)回収を開始(15館から19館に) 4/1 粗大ごみ戸別収集の1度の申込個数を5個までから10個までに拡大 4/17 瀬戸町分可燃ごみ焼却 9/1 足守学区でペットボトルステーション回収開始 | 4/1 機構改革により部廃止 環境調整課と環境規制課を統合し、環境保全課を置く 合併浄化槽推進室を下水道局普及管理課から環境保全課へ移管 6/19 岡山市環境保全行動計画(第Ⅱ期)策定 10/26 全国都市清掃会議中国・四国地区協議会実務研修会が岡山市で開催される |
| 19 | 1/22 合併により瀬戸町1社建部町2社が許可を引き継ぎ、9社となる(内2社は岡山市と同一業者) | 3/ 一般廃棄物処理基本計画策定 4/1 岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例施行 6/17 一斉ボランティア清掃開催 9/3 美化推進重点区域・路上喫煙制限区域が指定される 10/14 岡山市エコ・キッズフェア実施 10/18 環境消防水道委員会に家庭ごみ有料化についての市の案を公表 11/1 家庭ごみ有料化についてのパブリックコメントの実施・ホームページへの掲載 11/2 家庭ごみ有料化についてのアンケートの実施・発送 11/8 総合政策審議会環境安全部会にて意見聴取 | 1/22 瀬戸町・建部町と合併 5/ 環境ごみスクール開始 |
| 20 | | 2/13 玉野市分可燃ごみ焼却 2/20 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会の開催 3/5 モデル地区として西大寺南地区でぎつがみの回収を開始 | |

| 年別 | し 尿 | ご み | 一 般 |
|----|---|---|--|
| 20 | 8/19 総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会設置(「専門委員会」という) | <p>3/13 環境消防水道委員会にて審議・ ～17 継続審議となる</p> <p>4/17 モデル地区として福島地区でざつがみの回収を開始</p> <p>4/28 第一藤田学区にて第1回目の説明会実施</p> <p>5/1 足守地区の焼却・埋立・資源化物収集について、条件付の一般競争入札を実施し、5年間の長期継続契約を締結</p> <p>6/23 環境消防水道委員会にて審議・ ～24 2度目の継続審議となる</p> <p>7/22 合併地区での市民説明会実施 ～25</p> <p>8/28 環境消防水道委員会協議会にて一部条例改正の一部改正案提出</p> <p>9/12 環境消防水道委員会にて有料 ～16 化が可決</p> <p>9/18 9月定例会議にて可決</p> <p>10/14～ 第2回目の説明会実施</p> <p>12/1 古紙・古布、ペットボトルの月2回収集及び「ざつがみ」回収を全市で実施</p> | |
| 21 | <p>3/ 一般廃棄物(生活排水)処理基本計画策定</p> <p>4/28 専門委員会から「平成21年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される</p> | <p>1/15 有料化指定袋販売開始 減免措置受付開始</p> <p>1/23 事前無料指定袋セットの各戸配布 ～31</p> <p>2/1～ 家庭ごみ有料化制度スタート</p> <p>4/1 てんぷら油の回収を全市で実施</p> <p>8/1 減免措置受付</p> <p>9/26～ 家庭ごみ有料化実施後の市民 10/31 報告会を開催</p> <p>10/1 美作市分災害ごみ(台風9号関係)焼却</p> | 4/1 政令指定都市移行機構改革により西大寺生活環境センターを西大寺事業所として編入 |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 | |
|----------------------|---|--|--|---------------------|
| 22 | 3/29 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」承認(第2次) | 2/1 御津・灘崎・瀬戸地区有料指定袋統一 3/31 瀬戸クリーンセンター廃止 | | |
| | 4/1 灘崎地区のし尿処理手数料を岡山市の料金に統一 | 6/1 食品発泡トレイ・蛍光管の拠点回収を全市で実施 | | |
| | 4/1 機構改革により一宮浄化センターを下水道局から環境局へ移管 | 7/15 草の無料化 超特小袋(50)導入 | | |
| 23 | | 4/1 岡南及び当新田環境センター焼却残渣のセメント原料化事業開始 5/1 粗大ごみインターネット受付開始 5/1 粗大ごみふれあい収集開始 | 1/26 第32回全国都市清掃会議研究・事例発表会が岡山市にて開催される 4/12 東日本大震災災害派遣(宮城県松島町・延べ18人) 8/15 精霊送り受付シルバー人材センター委託廃止 | |
| | 24 | 3/2 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」の変更について承認 | 3/ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 | 3/ 第2次岡山市環境基本計画策定 |
| | | 4/1 瀬戸地区のし尿処理手数料を岡山市の料金に統一 | 3/21 西部リサイクルプラザ整備・運営事業建設工事請負本契約 | 3/ 岡山市地球温暖化対策実行計画策定 |
| 4/1 旭西浄化センター汚水処理機能停止 | | 3/31 御津・加茂川環境施設組合解散 5/1 可燃ごみ等ふれあい収集開始 8/31 旭川中部広域ごみ処理協議会解散 | 4/1 機構改革により第1事業所水路清掃事業所を北区役所維持管理課へ移管 | |
| 25 | 6/5 岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会設置(「専門審議会」という。) | 4/1 ごみステーション等施設整備費補助金の対象を修繕、塗装まで拡大 資源化物コンテナ収納物置設置費補助金の対象を修繕、塗装まで拡大 | | |
| | 9/18 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」の変更について承認 | 5/1 足守地区の可燃・不燃・資源化物収集について、条件付の一般競争入札を実施し、5年間の長期継続契約を締結 | | |
| 26 | 4/1 消費税の税率改定に伴いし尿処理手数料を改正 定額制(人頭割1人月400円→410円)、再収集料金(人頭割1人月200円→205円)、特殊便槽料金1便槽1回につき450円→460円) 従量制(36%までごとにつき450円→460円) | 4/1 条例施行(犬・猫の死体1匹1,500円を1,540円に改定) 10/1 資源化物全品目月2回ステーション収集開始 | 10/1 機構改革により資源事業所を廃止 10/1 機構改革により新保資源選別所を廃止 | |
| | 4/30 専門審議会から「平成26年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される | | 12/28 粗大ストックヤードを廃止 | |
| | | | | |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|----|---|--|--|
| 27 | 12/17 一宮浄化センター施設改修工事着工 12/25 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」承認(第3次) | 1/4 西部リユースぷらざ開館 1/5 西部リサイクルプラザ稼働 1/5 小型家電の拠点回収開始 3/ 岡山ブロックごみ処理広域化基本計画策定 3/31 岡山市事業系一般廃棄物組成分調査 4/1 旧粗大事業所収集地区につき粗大ごみ戸別収集の民間委託の開始 7/1 ごみステーション等管理資材費補助金 10/1 「家庭ごみ」ごみ減量・リサイクルガイド「ど～すりゃ～ええ？」を全面改定 市内全戸に郵送。 | 4/1 機構改革により粗大事業所を廃止 |
| 28 | 2/1 (株)高松清掃のし尿収集部門が、(株)レコルテに集約化され、し尿の収集・運搬の許可業者は、8業者となる | 4/1 トレイの拠点回収に食品トレイ(透明)を追加 4/1 廃乾電池にボタン電池、家庭用充電式電池を追加 4/1 「事業系ごみの出し方・分け方」ガイドを作成し約3万1千社に配 4/1 東部クリーンセンター焼却残渣の一部セメント原料化事業開始 4/1 当新田環境センター長期包括運営業務委託開始 6/26 家庭の生ごみ削減のため「桃太郎のまち岡山コンポスト」(ダンボールコンポスト)事業を開始 9/1 ごみ分別アプリ(アプリケーションソフト)リリース | 4/1 機構改革により環境保全課環境情報センターを大気騒音係に統合 5/2～23 熊本地震災害派遣(熊本市・先遣隊を含む延べ46人) |
| 29 | 3/ 岡山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画策定 | 3/ 岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改訂 | 3/ 岡山市災害廃棄物処理計画策定 3/27 「岡山市生物多様性地域戦略」策定 3/ 第2次岡山市環境基本計画改訂 3/ 岡山市地球温暖化対策実行計画改訂 4/1 機構改革により北・中・南区役所内に、環境事業課直轄のごみ対策班を設置 7/25 平成29年7月九州北部豪雨災害派遣(福岡県朝倉市・先遣隊を含む延べ40人) |
| 30 | 6/7 岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会設置(「専門審議会」という。) 7/ 平成30年7月豪雨災害約1,400戸の冠水便槽の収集を実施 | 5/1 足守地区の可燃・不燃・資源化物収集について、条件付の一般競争入札を実施し、5年間の長期継続契約を締結(債務負担行為) 7/ 平成30年7月豪雨災害 10/1 可燃ごみ等ふれあい収集の対象を要介護3以上から要介護2以上に拡大 | 3/20 岡山市環境影響評価条例公布 4/1 機構改革により環境部と環境施設部の2部を設置 8/14 平成30年7月豪雨災害派遣(倉敷市・先遣隊を含む延べ119人) 10/25～26 全国都市清掃会議第4回理事会・秋季評議員会・臨時総会が岡山市にて開催される |

| 年別 | し尿 | ごみ | 一般 |
|-----|---|--|---|
| 31 | 3/18 専門審議会から「平成31年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される | 4/1 岡南環境センター夜間業務委託開始 | 3/1 燃料電池自動車を公用車に導入 3/ 岡山市環境保全行動計画(第Ⅲ期)策定 |
| 令和元 | 10/1 消費税の税率改定に伴うし尿処理手数料を改正定額制(人头割1人月410円→420円)、再収集料金(人头割月205円→210円)、特殊便槽料金1便槽1回につき460円→470円)従量制(36%までごとにつき460円→470円 | 6/1 可燃ごみふれあい収集の対象を要介護2以上から要介護1以上に拡大 10/1 産業廃棄物処理手数料(市外)の改正(10kgまでごとに350円→360円) | |
| 2 | 3/9 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」承認(第4次) | 3/ 岡山市可燃ごみ広域処理施設整備基本計画 4/1 東部クリーンセンター長期包括運営業務委託開始 | 4/1 機構改革により環境保全課水質係を水質土壌係に名称変更 7/29 「世界首長誓約/日本」に署名 8/3 ~22 令和2年7月豪雨災害派遣(熊本県人吉市・先遣隊を含む22人) |
| 3 | 6/16 一宮浄化センター施設改修工事完了 | 2/22 「家庭ごみ」ごみ減量・リサイクルガイド「ど〜すりゃ〜ええ?」を全面改定市内全戸に配付 4/1 スプレー缶の分別回収を開始 4/1 事業系一般廃棄物処理手数料の改正(10kgまでごとに130円→150円)産業廃棄物処理手数料(市内)の改正(10kgまでごとに180円→210円) 10/13 (株)セブン-イレブンジャパンとペットボトル回収事業開始 10/16 岡山市初主催 河川敷一斉ボランティア清掃開始 12/1 ウォータースタンド(株)とマイボトル普及促進事業開始 | 2/2 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を岡山連携中枢都市圏の市町が共同発表 6/ 第2次岡山市環境基本計画改訂 6/ 岡山市地球温暖化対策実行計画改訂 7/29 「再エネ100宣言RE Action」への参加及びアンバサダーへ就任 |
| 4 | 3/ 岡山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画改訂 4/1 仮設便所の収集手数料改正1基1回当たり3,000円収集量が2160を超える場合は、その超える部分が360までごとに470円ずつ加算 | 3/15 広域処理施設整備事業契約締結 3/23 日本たばこ産業(株)岡山支店と美しいまちづくり推進事業開始 3/30 岡南環境センター廃止 3/ 岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改訂 3/ 岡山市海洋プラスチックごみ対策アクションプラン策定 4/1 可燃ごみ中継施設(山上)運用開始 4/1 可燃ごみ広域処理施設整備事業(岡南環境センター解体含む)R4~R9年3月まで(予定) | 3/25 岡山県環境保全事業団と「生物多様性保全の推進に関する連携協定書」を締結 |

| 年別 | し 尿 | ご み | 一 般 |
|----|-----|---|--|
| 5 | | 1/24 (株)マーケットエンタープライズ、(株)ジモティーとリユース促進事業開始 | 4/20 全国都市清掃会議中国・四国地区協議会総会が岡山市で開催される ～21 |
| | | 4/1 事業系一般廃棄物処理手数料の改正(10kgまでごとに150円→180円) 産業廃棄物処理手数料(市内)の改正(10kgまでごとに210円→250円) | 5/29 公益財団法人岡山青年会議所と「環境分野に係る連携協定書」を締結 6/ 岡山市脱炭素ロードマップ策定 |
| | | 5/29 (公社)岡山青年会議所と食品ロス削減促進事業開始 | 6/1 タイガー魔法瓶(株)・平林金属(株)・岡山食品容器(株)と「環境分野に係る連携協定書」を締結し、マイボトルの利用促進及び再資源化事業開始 |
| | | 6/1 タイガー魔法瓶(株)、平林金属(株)、岡山食品容器(株)とマイボトルの利用促進及び再資源化事業開始 | 12/14 災害廃棄物処理研修を実施 |
| | | 10/20 プラスチック資源回収啓発キャンペーン「プラスイッチ」開始 | |
| | | 12/ 「家庭ごみ」ごみ減量・リサイクルガイド「ど～すりゃ～ええ？」を全面改定 | |
| | 6 | | 2/ 「家庭ごみ」ごみ減量・リサイクルガイド「ど～すりゃ～ええ？」(概要版)を全戸配布 |
| | | 3/1 プラスチック資源の分別回収開 | |